

2021 Gamashin



ラグーナテンボスの夕暮れ



蒲郡信用金庫の現況

GAMAGORI SHINKIN BANK DISCLOSURE

基本方針

地域社会と産業の発展をはかり
会員・得意先の繁栄につとめ
従業員とその家庭を明るくする。

経営理念

- ① 質の良い資金を豊富に安定的に供給し、新時代にマッチした多様なサービスを提供することによって、地域社会の発展や地元の繁栄に貢献する。
- ② 従業員の幸福な生活を保証する。
- ③ 会員の期待にこたえる。

当金庫の概要

(2021年3月末現在)

設立	1948年4月1日
本店	蒲郡市神明町4番25号
会員数	51,403名
出資金	8億6,799万円
預金	1兆3,608億円
貸出金	6,119億円
店舗数	45店舗

Contents

ごあいさつ	2
地域経済活性化への取組みについて	3
SDGs宣言～愛郷のこころ～	5
展望及び重点課題	6
2020年度の当金庫の事業概況	7
資産健全化への取組みについて	9
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組み状況	11
金融円滑化に向けた取組み	13
「経営者保証に関するガイドライン」への 対応について	13
新型コロナウイルス感染症対策支援の取組み	14
地域活性化につながる支援活動と 地域貢献活動	15
リスク管理強化のために	16
コンプライアンス態勢強化のために	17
顧客保護等管理態勢の構築	18
金融ADR制度への対応	19
マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策に 関するガイドラインへの対応について	20
経営モニター制度	21
人材マネジメント	22
総代会について	23
取扱業務のご紹介	25
手数料一覧	29
店舗・店外ATM一覧	31
トピックス	32
がましんのあゆみ	33
当金庫の経営体制について	34
資料編 財務諸表	37
自己資本の充実の状況等について	58
信用金庫法施行規則に基づく ディスクロージャー項目	70
用語のご説明	71

本資料に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

ごあいさつ



理事長 竹田知史

皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

ここに、当金庫第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の業務の概要につきまして、ご報告申し上げます。

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業活動や個人消費が制約され、景気が大きく落ち込みました。当地域においても、自動車関連産業を中心とした製造業等では回復がみられるものの、観光業・宿泊業・飲食業等では依然として回復に至らず、新型コロナウイルスの感染がさらに長期化した場合には、一段の業況悪化が懸念されます。

このような中、当金庫の「Change & Growth 3ヵ年経営計画」の初年度となる2020年度は、「効率化の推進による経営資源の創出と金融仲介機能の強化」を指針として、店舗や事務の合理化を進める一方、お客さまに寄り添った活動に徹し、新型コロナウイルスによる影響を受けられた事業者の方への積極的な資金繰り支援に取り組んできたほか、本業支援や事業承継支援等、金融仲介機能の強化に努めて参りました。

その結果、新型コロナウイルス対策の給付金や助成金、保証制度等に伴う上積みもあり、預金積金残高は前期末比648億円増加して1兆3,608億円、貸出金残高は同242億円増加して6,119億円、当期純利益は18億円を確保することができました。

引き続き、創業以来の「愛郷の心」と「堅実経営」の精神のもと、地域経済を支え、地域と共に発展することを第一義として、役職員一丸となり邁進して参りますので、今後とも格別のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2021年6月

地域経済活性化への取り組みについて (2021年3月末現在)

お預かりした皆さまの大切な資金を地域活性化のためにお役立てしています。

◆ 預金・積金に関する事項

皆さまからお預かりした大切な資金は、地元企業や自営業の方ならびに、個人の方へのご融資をはじめ地域活性化のお役に立つよう循環させています。

2021年3月末の預金積金残高は1兆3,608億円、そのうちの76.9%が個人のお客さまからのものであり、地域の信頼とご支持をいただいております。

◆ 会員に関する事項

会員数／51,403名 出資金／8.6億円

◆ 貸出金以外の運用に関する事項

- 預金等の資金のうち貸出金として地域に還元後の余裕資金は、安全性が高く、換金も容易な国債等の有価証券や信金中央金庫への預け金などで運用しています。
- 効率的かつ安全な資金運用に努めています。貸出金以外の運用残高は9,101億円です。

【運用残高の内訳】

国債等債券	5,316億円
信金中金預け金	2,982億円
株式等その他	803億円

- 地域活性化のため、地元企業の社債・株式等への投資（運用）にも心がけています。

私募債の引受	1.6億円
地元企業の株式（上場企業を除く）	1.9億円
地域ファンド	142百万円
再生ファンド	14百万円

預積金
1兆3,608億円

出資金
8.6億円

地域のお客さま
会員の皆さま

貸出金以外の運用
9,101億円

地域貢献

経営支援サービス

貸出金
6,119 億円

◆ 地域貢献に関する事項

当金庫では、地域社会の一員として金融サービスのご提供だけでなく、地域の環境・文化や経済の発展に少しでも貢献したいと考え、清掃活動、献血、地域行事への協賛・参加、景況情報提供、経済講演会開催等を積極的に展開しています。

◆ 経営支援サービスに関する事項

当金庫は販路の拡大や業績の改善を目指しているお客さまに対し、事業・財務内容について踏み込んだ分析を行い、ビジネスマッチングの提案や経営改善のアドバイスをするなど、資金面に加えて活きた支援を目指しています。現在、こうした目的で当金庫の本部や営業店に配属している中小企業診断士や海外ビジネスサポートデスク等が、お客さまと一体となって活動しています。

◆ 貸出金に関する事項

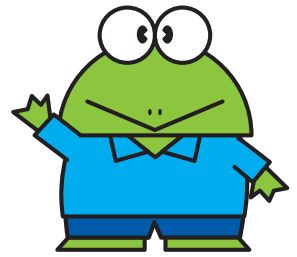
お客さまの様々な資金需要にお応えして、地域経済の活性化（地域の企業が活力に溢れ、雇用が安定して地域の皆さまの豊かな暮らしを実現）に貢献するような融資を心がけております。皆さまの大切な資金のほぼ半数にあたる 6,119 億円のご融資を行い、地域社会に広く還元しています。また、新型コロナウイルス感染拡大に対する資金繰り支援にも、積極的に取り組んでおります。

中小企業・自営業者の方へのご融資	4,125 億円
個人の方へのご融資	1,646 億円
地方公共団体へのご融資	347 億円
合計	6,119 億円

なお、貸出金以外にも、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付を 37 億円ご利用いただいております。

SDGs 宣言 ～愛郷のこころ～

当金庫はSDGsの趣旨に賛同し、政府が「SDGs実施指針」で示す8つの分野に基づき、商品・サービスの地域貢献活動等に積極的に取り組み、持続可能な社会への貢献を目指していきます。(2020年4月1日)



SDGs宣言 環境に配慮した取り組み

当金庫は以前より「がましん三河湾浄化運動」をはじめ、海の環境を守る活動を行って参りました。

お客さまにお渡しする袋（プラスチック製）や通帳／証書入れ（ビニール製）を紙製のものへ変更し、海洋プラスチック汚染問題をはじめとしたプラスチックごみ削減やCO₂排出削減の取り組みを行っております。



SDGs包括連携協定の締結

当金庫は、蒲郡市、蒲郡商工会議所、ならびに東京海上日動火災保険株式会社とSDGsに関する包括連携協定を結びました。

4者連携は、愛知県で初めての試みであり、相互に連携を図り、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化の実現を推進することに合意し、「協定書」に調印いたしました。



寄付型私募債の受託

当金庫のSDGs（寄附型）私募債の手数料優遇分を使い、南栄支店のお取引先である株式会社ヒデ・ハウジング様は豊橋総合動物園（のんほいパーク）に、木製テーブルセットを寄贈されました。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



展望及び重点課題

「Change & Growth 3ヵ年経営計画」の中央年度となる2021年度は「経営資源の再配置による攻めの体制への移行」をスローガンに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さま等への資金繰り支援に加えて、本業支援等による経営改善に取り組むとともに、地域に密着した金融機関としてお客さまに寄り添った活動を行い、金融仲介機能の更なる強化に取り組んで参ります。

3ヵ年経営計画（2020～2022年度）

『Change & Growth 3ヵ年経営計画』

～構造改革の実現と更なる成長ステージへの飛躍～

基本目標

かつてなく厳しい金融環境を踏まえ、これまでの常識・価値観にとらわれない構造改革を行い、地域密着型金融の徹底とコスト削減を高度にバランス化させ、持続可能性を高める

スローガン

1年目（2020年度）「効率化の推進による経営資源の創出と金融仲介機能の強化」

2年目（2021年度）「経営資源の再配置による攻めの体制への移行」

3年目（2022年度）「持続可能な収益体制と強固な顧客基盤の構築」

計画概要

基本方針

地域社会と産業の発展をはかり
会員・得意先の繁栄につとめ
従業員とその家庭を明るくする

外部環境

1. マイナス金利政策の長期化
2. 人口・事業所数減少による東三河マーケットの縮小
3. 金融チャネルの多様化
4. 中小企業における事業承継・人材確保支援ニーズの高まり
5. 資産運用ニーズの高まり
6. マネー・ローングリング、サイバー攻撃対策の重要性の高まり

内部環境

1. 貸出金利息収入の減少
2. 高利回債券の満期償還
3. 適切なリスクコントロールの必要性
4. 非対面チャネル充実の必要性
5. 人材育成強化の必要性

『Change & Growth 3ヵ年経営計画』

～構造改革の実現と更なる成長ステージへの飛躍～

Action1
地域密着型金融の深化

Action2
利益構造の再構築

Action3
経営管理の高度化

2020年度の当金庫の事業概況

経営環境

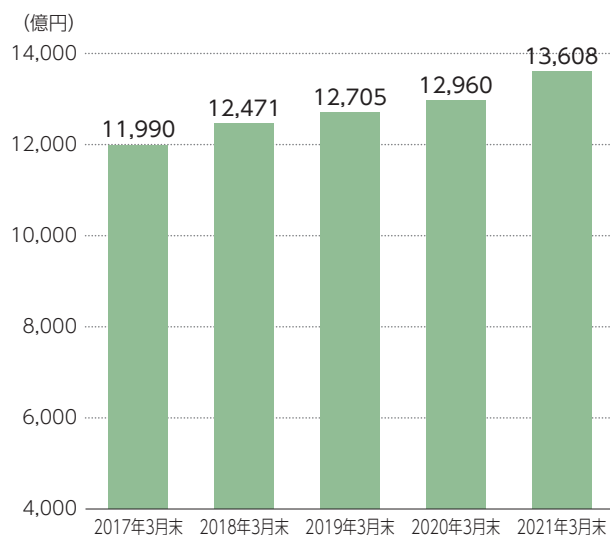
2020年度のが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業活動や個人消費が大幅に制約され、景気が大きく落ち込み、当地域においても、自動車関連産業を中心とした製造業等では回復がみられるものの、観光業・宿泊業・飲食業等では依然として回復に至らず、新型コロナウイルスの感染状況如何では一段の景況悪化が懸念されます。

また、地域金融機関を取り巻く環境は、金融緩和政策が長期化しており、依然として厳しい環境下でありました。

業績ハイライト

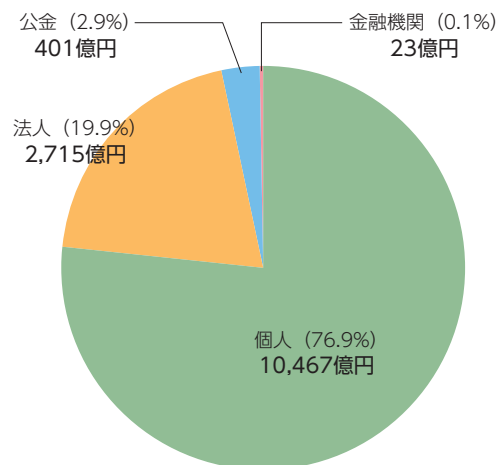
●預金・積金残高推移

2021年3月期末残高は1兆3,608億円となり、年間増加額648億円（増加率5.00％）と順調に増加いたしました。



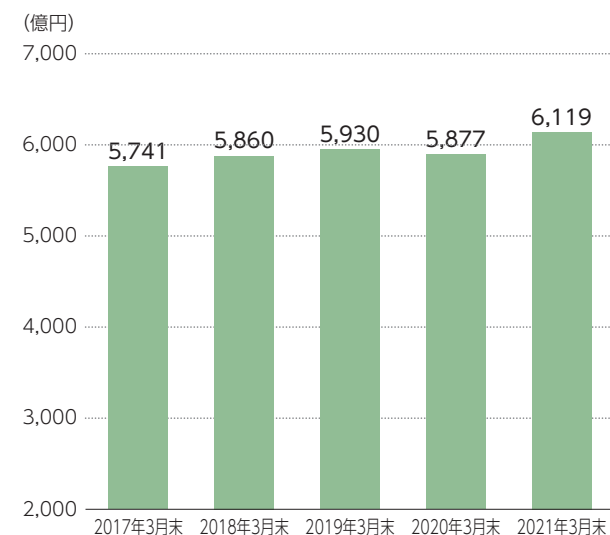
●預金者別残高構成

地域の皆さまの信頼・信用のバロメーターでもある個人預金は期末残高で1兆467億円（総預金積金に占める割合76.9％）、年間増加額461億円（増加率4.61％）と順調に増加いたしました。



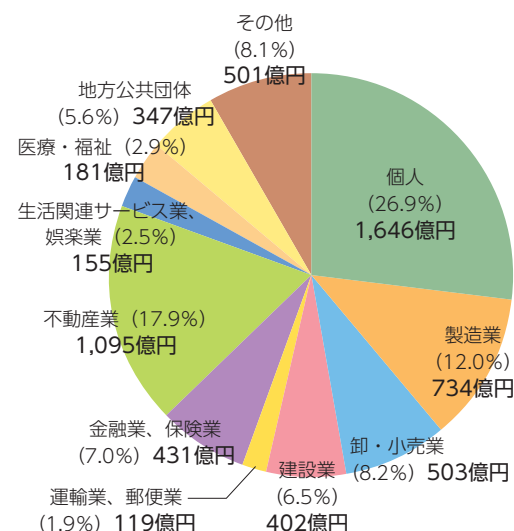
●貸出金残高推移

2021年3月期末残高は6,119億円となり、年間242億円増加（増加率4.12％）いたしました。



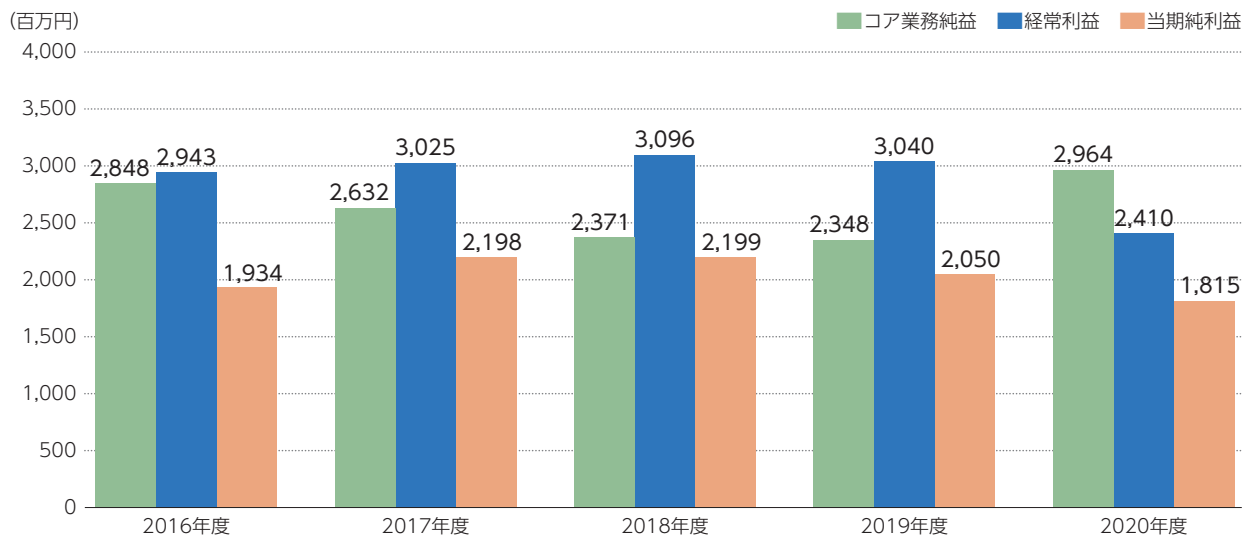
●業種別貸出金残高構成

個人のお客さまが全体の28.4％で最も多くなっています。また、特定の業種に偏ることなく資金需要に応じて幅広くご利用いただいております。



●収益

損益状況につきましては、貸出金をはじめとする資金運用利回りが低下したものの、経費削減等に努め、基本的な収益力であるコア業務純益は2,964百万円（前期比+26.21%）を確保することができました。また、有価証券の売却損益・償却や貸出金償却・貸倒引当金繰入等による臨時損益を計上し、当期純利益は1,815百万円（同△11.49%）となりました。

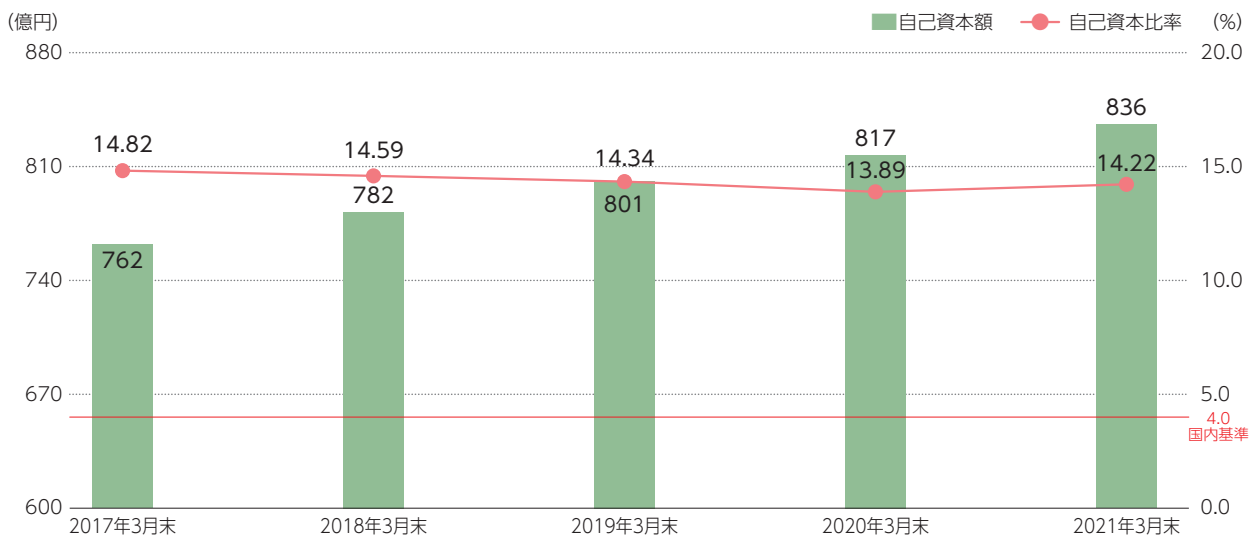


●自己資本の状況

自己資本額は836億円（単体ベース、前期比19億円増）に達し、その多くは毎年積み上げた特別積立金等が占めております。

自己資本比率の計算上、分母となる「リスク・アセット等」がその構成変動により前期比0.04%増加した一方、分子となる自己資本額の増加率が2.39%となったため、結果として自己資本比率は前期比0.33ポイント上昇し14.22%（単体）となり、国内基準の4%を大きく上回る高い水準を保っています。

なお、自己資本額の内訳など詳細は、「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。



●自己資本比率の算出方法

$$\text{自己資本比率 (\%)} = \frac{\text{自己資本額 83,699百万円}}{\text{リスク・アセット等 588,565百万円}} \times 100 = 14.22\%$$

資産健全化への取組みについて

資産内容の開示について

当金庫では、資産の健全性確保を最重要課題として取り組んでおります。2021年3月期における自己査定の結果、「金融再生法」に基づく不良債権は前期比1,495百万円増加し、「信用金庫法施行規則」に基づくリスク管理債権は前期比1,507百万円の増加となりました。

これらの開示は当金庫が行う自己査定を基準としており、各開示基準との関係は次のとおりです。

関連図

自己査定		金融再生法開示債権	リスク管理債権
破綻先		破産更生債権 及びこれらに準ずる債権*	破綻先債権*
実質破綻先			
破綻懸念先		危険債権*	延滞債権*
要注意先	要管理先	要管理債権*	3ヵ月以上延滞債権* 貸出条件緩和債権*
	その他要注意先	正常債権*	(注) 金融再生法開示債権とリスク管理債権の差額は、 貸出金以外の債権額です。 (仮払金、未収利息、債務保証見返等)
正常先			

信用金庫法施行規則

●リスク管理債権の状況

(百万円、%)

区 分	2020年3月期	2021年3月期	増減
破綻先債権	141	75	△ 66
延滞債権	17,209	18,541	1,332
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	184	425	241
合 計 (a)	17,534	19,042	1,507
貸出金合計 (b)	587,738	611,958	24,219
貸出金に占める比率 (a / b)	2.98	3.11	0.13

注 (1) 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
- ④ 商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

(2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

(3) 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

(4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

(5) なお、これらの開示額は、下表に示す担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

●リスク管理債権の引当・保全状況（2021年3月期）

(百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	75	22	53	100.0
延滞債権	18,541	13,660	2,945	89.5
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	425	37	7	10.6
合 計	19,042	13,719	3,006	87.8

注 (1) 「担保・保証」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

(2) 「貸倒引当金」についてはリスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

(3) 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

連結情報 連結ベースのリスク管理債権は、上述の「リスク管理債権の状況」と同じです。

*用語についてはP.71-72「用語のご説明」をご参照ください。

金融再生法

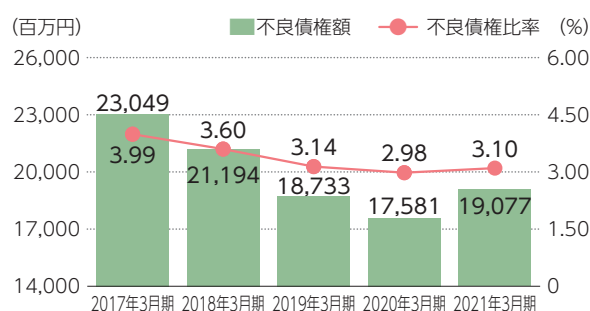
●金融再生法による開示債権の状況

(百万円、%) 注 (1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 (2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 (3) 「要管理債権」とは、3ヵ月以上延滞債権「元金または、利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権で (1)、(2) に該当する債権を除く」及び貸出条件緩和債権「経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権 (1)、(2) に該当する債権は除く」をいいます。
 (4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

区 分	2020年3月期	2021年3月期	増減
金融再生法上の不良債権 (a)	17,581	19,077	1,495
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,475	2,410	△ 64
危険債権	14,922	16,241	1,319
要管理債権	184	425	241
正常債権	572,104	594,554	22,449
総与信合計 (b)	589,685	613,631	23,945
総与信に占める比率 (a/b)	2.98	3.10	0.12ポイント

●金融再生法による不良債権と総与信に占める比率の推移

資産健全化に向けて取り組んでおりますが、2021年3月期における金融再生法に基づく不良債権額は、危険債権の増加などにより前期比1,495百万円増加して19,077百万円となりました。また、不良債権比率も前期比0.12ポイント増加して3.10%となりました。



●金融再生法による開示債権の引当・保全状況 (2021年3月期)

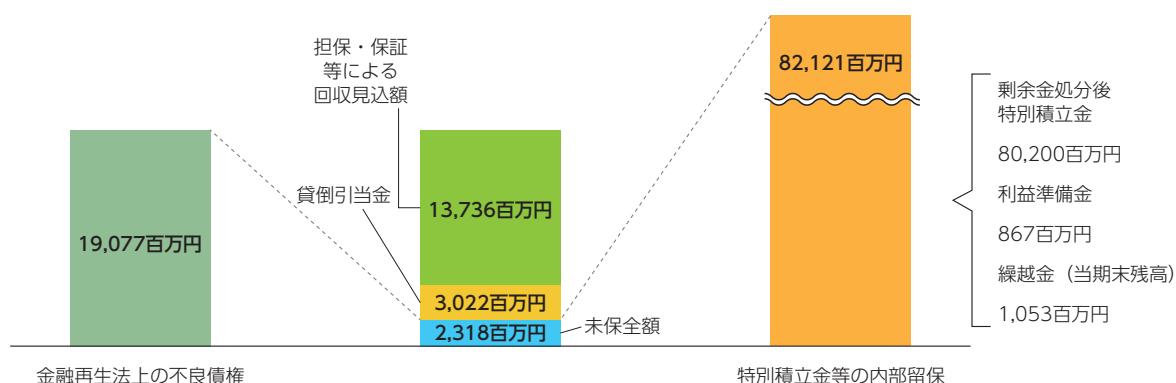
(百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	19,077	16,758	13,736	3,022	87.8	56.6
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,410	2,410	1,757	653	100.0	100.0
危険債権	16,241	14,302	11,941	2,361	88.0	54.9
要管理債権	425	45	37	7	10.6	2.0
正常債権	594,554					
合 計	613,631					

注「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法に基づく不良債権と特別積立金等の備えについて

金融再生法に基づく不良債権額は19,077百万円ですが、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証等による回収見込額が13,736百万円あり、さらに引当基準に従って3,022百万円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き2,318百万円となります。また、これに対しましても、特別積立金等の内部留保が82,121百万円ありますので、備えは十分できております。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況

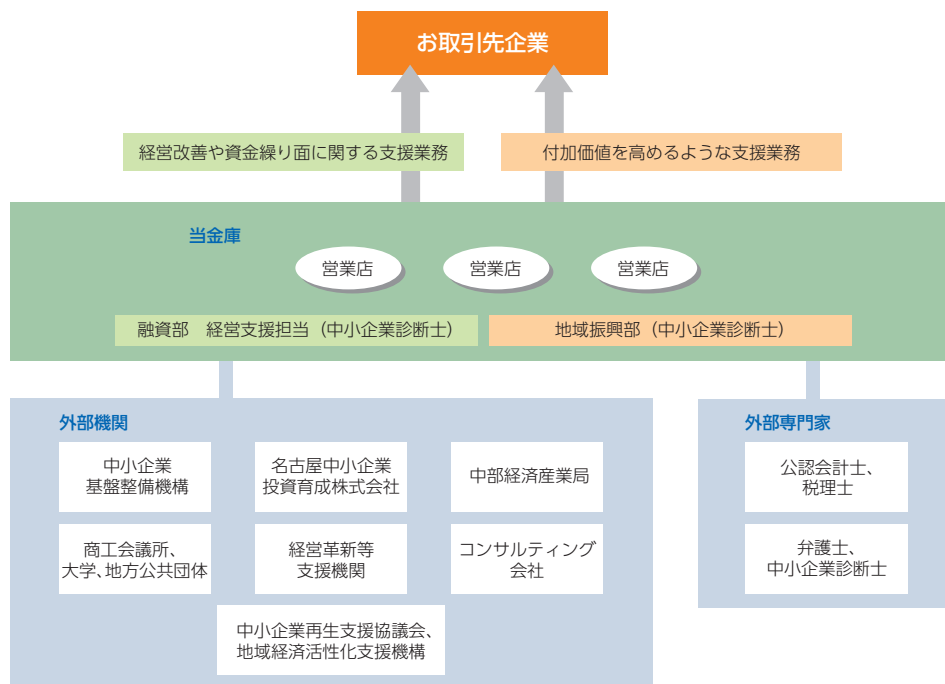
1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

コロナ禍の長期化により、企業業績に大きな影響が出ています。当金庫は、営業店と本部が一体となってお取引先に寄り添い、企業実態に合ったメニューを提供することでお客さまの課題解決、地域経済の活性化に向けた経営支援に取り組んでおります。



2. 中小企業の経営支援に関する態勢

経営改善や資金繰り面に関する支援については融資部内の経営支援担当が、その他の支援については地域振興部職員が（両部ともに中小企業診断士が在籍）、外部機関・専門家等とも連携し、企業のライフサイクルに応じた経営支援を推進しております。



3. 中小企業の経営支援内容

● インターネットを活用したビジネスマッチング

新たな販路や調達先を求める企業ニーズに応えるため、BtoBビジネスマッチングサイト『愛知ビジネスパークいざ検索！』を開発し、現在では県内9商工会議所と5信用金庫との共同運営しております。2021年3月末現在、参加企業数は568社（内、当金庫取引先245社）を数えます。



● 自社株評価サービス

企業の円滑な事業承継を支援するために、コンサルティング会社と業務提携し、自社株評価と対策を提案するサービスを行っております。



4. 中小企業の経営支援に関する取組み状況（金融仲介機能のベンチマーク）

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関が金融仲介機能を発揮して企業の成長や地域経済の活性化に取り組むにあたり、それらを客観的に評価できるよう金融庁が策定した指標です。

当金庫は資金面のみならず、企業のライフサイクルに応じた経営支援に積極的に取り組んでおります。

(1) 創業支援実績

	2018年度	2019年度	2020年度
創業計画の策定支援先数（第二創業を含む）	53先	46先	43先
創業支援融資先数（プロパー融資）	7先	4先	2先
創業支援融資先数（信用保証付融資）	44先	42先	42先
政府系金融機関や創業支援機関を紹介した先数	12先	8先	6先

(2) 販路開拓支援実績

	2018年度			2019年度			2020年度		
販路開拓支援を行った先数 （地元・地元外・海外別）	地元	地元外	海外	地元	地元外	海外	地元	地元外	海外
	109先	0先	13先	91先	0先	14先	131先	0先	10先

(3) 事業承継支援実績

	2018年度	2019年度	2020年度
事業承継の支援を行った先数	28先	20先	19先

(4) 中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構（REVIC）の利用先数

	2018年度	2019年度	2020年度
中小企業再生支援協議会の利用先数	4先	6先	13先
地域経済活性化支援機構の利用先数	1先	1先	0先

(5) 事業性を評価した結果等を通じ、経営改善に向けて対話を行っている企業数

当金庫は、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、ライフステージに応じた融資や助言を行うために、「事業性評価シート」を作成し、財務内容には表れない事業内容の理解に努めております。

	2018年度	2019年度	2020年度
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている先数	352先	436先	375先
事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている先のうち、労働生産性の向上に資する対話を行っている先数	45先	55先	67先

(6) 企業の本業支援に関する中小企業支援策の活用を支援した先数

	2018年度	2019年度	2020年度
お取引先の本業支援に関する中小企業支援策の活用を支援した先数	81先	80先	106先

金融円滑化に向けた取組み

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」という）は、2013年3月末で期限を迎えました。しかしながら、期限到来後も取組みスタンスにつきましては変わることなく、経営課題に応じた最適な解決策をご提案するなど支援しております。

地域金融円滑化のための基本方針

蒲郡信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組方針

当金庫は、地元中小企業の皆様、および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、サポートが必要なお客さまには経営改善支援を行うことなどが自らの社会的使命と考え、現下の政策課題である中小企業者等の金融の円滑化に真摯に取組んでまいりました。

お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまで以上に、お客さまの抱えている経営課題等について、十分に把握したうえで、その解決に向けて、コンサルティング機能を発揮し真摯に取組んでまいります。

また、経営者保証に関する取組について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応に真摯に取組んでまいります。

2. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

【1】「経営者保証に関するガイドライン」

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。2014年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

【2】「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の主旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

【3】「経営者保証に関するガイドライン」への対応実績

	2020年度実績
新規に無保証で融資をした件数	812件
保証契約を解除した件数	92件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.34%

当金庫では、経営者の方からの貸付条件の変更や「経営者保証に関するガイドライン」に関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

がましん経営相談センター

フリーダイヤル：0120-691751（平日 9：00～17：00）

新型コロナウイルス感染症対策支援の取組み

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた事業者への対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた事業者の皆さまに「新型コロナウイルス感染症対応資金」をはじめとした、コロナ対策融資を実行し、お客さまの資金繰り支援を行いました。2021年5月31日時点での取扱実績は以下のとおりです。

取扱実績

取扱期間	2020年3月4日～2021年5月31日
取扱件数	4,390件
取扱金額	71,292百万円

●各種補助金・助成金の申請サポート

当金庫は新型コロナウイルス感染症の影響を受けられているお客さまへ、「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」、「エイジフレンドリー補助金」、「地方自治体における各種コロナ対応補助金」および「雇用調整助成金」に係る申請サポートを本部・営業店が一体となり積極的に実施いたしました。「雇用調整助成金」につきましては、業務推進部に在籍する社会保険労務士が相談希望先に営業店職員と同行し、申請サポートを実施いたしました。

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた個人のお客さまへの対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに、当座の必要資金を速やかに支援することを目的としたコロナ生活資金支援ローン「エール」の取扱いを2020年7月1日より開始しました。

取扱実績

取扱期間	2020年7月1日～2021年5月31日
取扱件数	558件
取扱金額	241百万円



●新型コロナウイルスに関する資金繰り等の相談窓口の設置

当金庫では、新型コロナウイルスに関する資金繰り等の休日相談窓口を日曜日に曙支店に設置するとともに、Eメールでの専用窓口を設置して対応しております。



【Eメール相談窓口】

下記専用Eメール窓口でもご相談いただけます。

Eメール アドレス

corona_shien@gamashin.jp

①住所 ②氏名（企業名） ③相談者名 ④電話番号
⑤相談内容 ⑥取引支店名（ある場合）を本文に記載願います。



地域活性化につながる支援活動と地域貢献活動

地域金融機関として地域活性化につながる様々な取組みを展開しております。

地域の将来を担う「子どもたち」のために

●「第8回がましん杯争奪 少年軟式野球選手権大会」を開催

スポーツを通して、地域の将来を担う児童の健全な心身の育成を目指し、東三河の少年軟式野球大会を支援しております。

ボランティア活動

●「がましん三河湾浄化運動」の実施

1992年より毎年1回、役職員による清掃活動を三河湾周辺の海岸や河川等を中心に実施しております。

この他にも「環境清掃美化の日」を毎月1回定め、店舗周辺の清掃活動を始業前に実施しております。



地域の取組みに参加

●「MIKAWA de じゃんだらりん〜あいちde体験2020」への参加

三河の魅力を多くの人たちに知ってもらうことを目的に開催されている「MIKAWA de じゃんだらりん〜あいちde体験2020」に協賛しました。

コロナ禍の中、開催規模が大幅に減少されましたが、開催期間中は各営業店にポスターを掲示するなどイベントのPR活動を実施するとともに、当金庫職員も休日を利用して各種のイベントに参加しました。

●「がまごおり深海魚まつり」に協賛

地元水産物で地域振興を実現するために、深海魚を愛する地元の方々が集まり、様々な企画を行う楽しい深海魚の祭典「第2回がまごおり深海魚まつり」に当金庫は協賛ならびに開催当日にお手伝いをさせていただきました。

教育・スポーツ活動の支援

●蒲信育英会

1964年10月、優秀な地元の学生に対して奨学金を支給する公益財団法人蒲信育英会を設立しました。以来、多くの学生を援助し、有為な人材の育成に貢献しております。

●地元のプロバスケットボールチームを支援

バスケットボールを通じてコミュニティ社会の創造とその拡大による社会への貢献を目指して、三遠地域（豊橋市を中心とした愛知県東三河地域と、浜松市を中心とした静岡県遠州地域）を基盤とするプロバスケットボールチーム「三遠ネオフェニックス」を地元企業とともに支援しております。



より多くの地域情報を発信

●「GSB (GAMAGORI SHINKIN BANK) レポート」の発行

2020年10月、『地域密着』と『お客さま第一』をモットーとしてより多くの地域情報の発信を目指し、旧「がましん景況レポート」を「GSBレポート」へ大幅リニューアルいたしました。今後も四半期ごとに作成し、配布して参ります。



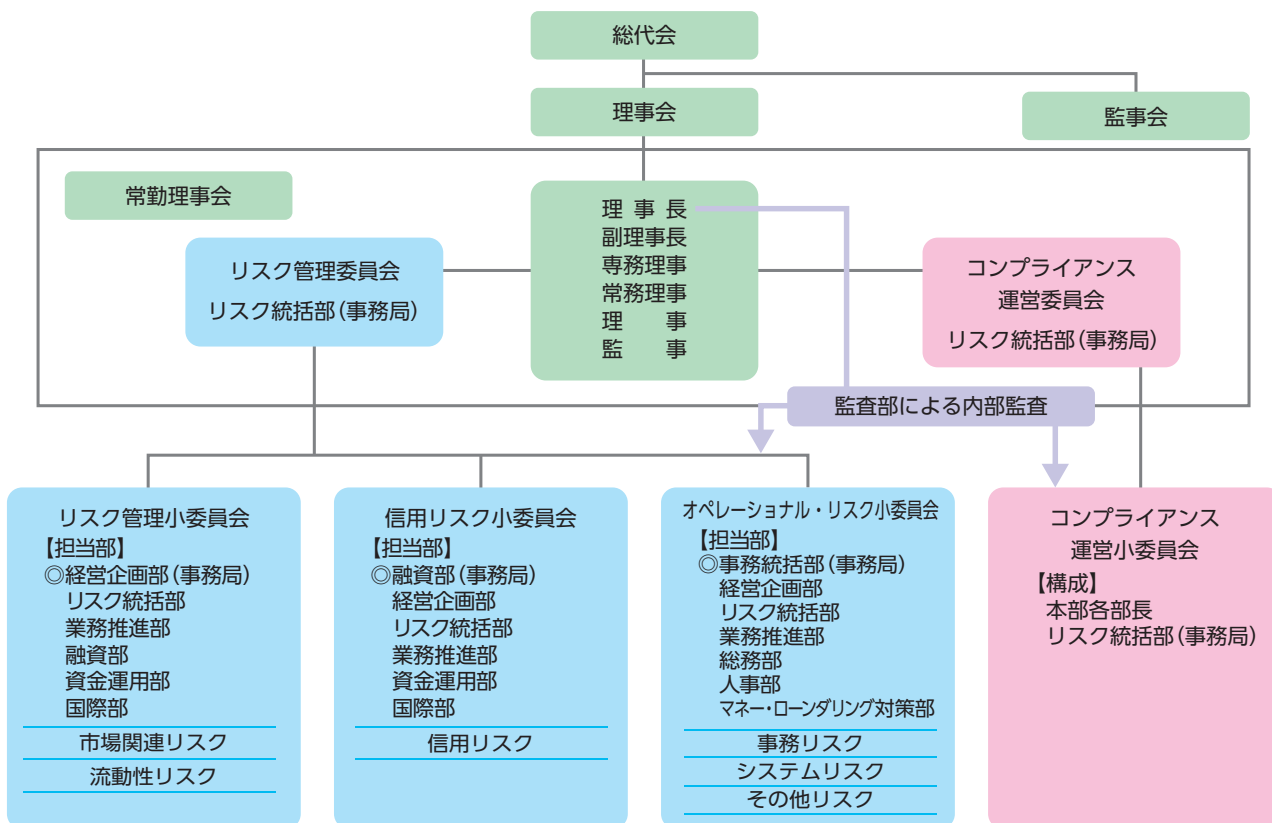
リスク管理強化のために

金融の自由化、国際化の進展やIT化による金融技術の発達などにより、金融機関の業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたっています。

当金庫は、このような状況を十分認識のうえ、経営の健全性維持と安定した収益性・成長性の確保を目指し、様々なリスクを統合的に管理する態勢の充実・強化を図るため「統合的リスク管理基本方針」ならびに、「リスク管理規程」を制定しているほか、リスクカテゴリーごとの管理要領や準則も整備しています。

また、実効性あるリスク管理を実現するため、リスク管理委員会ならびにその下部組織として、以下に掲げる小委員会を設置し、リスク管理の高度化を目指すとともに、リスクへの備えに万全を期しております。

コンプライアンスを含めたリスク管理に係る組織体系図（2021年6月末現在）



各種リスクの内容について

対象リスク	具体的な内容
市場関連リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫では、市場金利の変動や調達資金と運用資金の満期日のズレ、金利感応度の違い等によるリスク量や収益への影響度を把握・分析しながら安定的な収益確保に努めております。
流動性リスク	資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予想せぬ資金の流出などにより、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、保有資産の流動性を管理するとともに、余裕をもった資金繰りを行っております。
信用リスク	貸出先や投資先の業況悪化等により、債権の元本及び利息が回収できなくなるリスクをいいます。当金庫では、業務推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査管理態勢をとるとともに、クレジットラインの決定要素となる信用格付制度の運用、あるいは債権管理に関する会議を設け、信用リスク量を把握しております。
事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、事務統括部による臨店事務指導を通じて、事務ミス・事故の未然防止を図るとともに、内部研修等により事務処理能力の向上に努めております。さらに、監査部による総合監査により、事務リスク管理態勢の有効性と適切性を検証し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。
システムリスク	コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備、不正利用等により損失を被るリスクのことです。監査部による監査を行っているほか、設備機器の二重化等を図るとともに、「BCP対策マニュアル」等に基づきシステムの障害に備えております。
その他リスク	上記以外の、人的リスク、風評や災害・犯罪などのリスクについてもオペレーショナルリスクの一環として対策を検討しております。

コンプライアンス（法令等の遵守）態勢強化のために

金融機関を巡る経営環境は、規制緩和の急速な進展と、市場原理の導入により著しく変化しています。特に、信用金庫は営業地域が限定された金融機関であり、地域社会の信用・信頼が存立基盤となっています。当金庫は、金融機関のもつ社会的責任と公共的使命を自覚して健全・堅実な業務運営を確保し、地域社会の発展に貢献するため、「コンプライアンスに裏付けられた内部管理態勢」の確立を経営の重要課題に掲げております。

私どもは、蒲郡信用金庫行動綱領を遵守して、お客さまからの信用・信頼にお応えして参ります。

蒲郡信用金庫行動綱領

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| 1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任 | 6. 従業員の働き方、職場環境の充実 |
| 2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献 | 7. 環境問題への取り組み |
| 3. 法令やルールの厳格な遵守 | 8. 社会参画と発展への貢献 |
| 4. 地域社会とのコミュニケーション | 9. 反社会的勢力との関係遮断、 |
| 5. 人権の尊重 | テロ等の脅威への対応 |

当金庫は、法令や社会規範の遵守はもとより、当金庫の基本方針ならびに経営理念に基づき、地域から信頼され存在価値が高まるよう、コンプライアンスに関する諸問題の未然防止や実効性ある改善対策を講ずるための基本規程として、「コンプライアンス運営規程」を制定しています。

運営体制面では以下の組織を設け、また、各職場の研修等を通じコンプライアンスの徹底に努めております。

コンプライアンス運営委員会	理事長を委員長とし、常勤理事会メンバーとリスク統括部長を委員とする委員会を設置、積極的にコンプライアンスに取り組んでおります。
コンプライアンス運営小委員会	リスク統括部長を委員長とし、本部各部長をメンバーとする小委員会を設置、各部および各営業店におけるコンプライアンスに関する実情等を調査・把握し、対処方針等を運営委員会へ具申しております。
リスク統括部	コンプライアンス統括部署として、コンプライアンス・プログラムの管理やコンプライアンスに関する臨店指導の実施等を行っております。また、コンプライアンス運営委員会および同小委員会の事務局となっております。
コンプライアンス担当者	リスク統括部にコンプライアンス専担者を配置するとともに、本部各部および、各営業店の次席者をコンプライアンス担当者に任命し、コンプライアンス重視の観点から、職場内における教育・指導・研修等を行っております。

反社会的勢力への対応

当金庫では、反社会的勢力からの不当要求に対し、これを断固として拒絶することを目的として基本方針を定めました。また、本部・営業店に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する不当要求防止責任者を配置しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども蒲郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行ないません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理態勢の構築

当金庫では、お取引していただいているお客さまの保護と利便性向上を目指して「顧客保護等管理方針」などに基づき業務の健全性と適切性の確保に取り組んでおります。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お取引していただいているお客さまの保護及び利便性の向上を達成するために、業務の健全性及び適切性を図ります。
2. 与信取引、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他お客さまとの間で業として行われる取引に関し、お客さまに対する説明を適切かつ十分に行います。
3. お客さまからの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対処を適切かつ迅速に処理します。
4. 顧客情報管理の適切性を確保し、お客さまの情報等の漏えい防止に努めます。
5. 業務を外委託する場合は、外委託先の業務遂行の的確性を確保し、顧客情報やお客さまへの対応を適切に行うように委託先の管理を行います。
6. 当金庫又は関連会社による取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないように利益相反の管理を強化します。
7. その他、当金庫の業務に関し、顧客保護や利便性の向上のために必要な管理等を適切に行います。

個人情報保護への取組み

当金庫では、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報（個人識別符号を含みます。）の適切な保護と利用を図るために、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を定め、その内容をホームページ・パンフレット等で公表いたしております。

また、お客さまの個人データにつきましては、漏えい、滅失などの事態に陥らないよう、各店舗の個人データ管理者の指示により、定期的に個人データの点検を実施したり、研修会を開催するなどして安全管理に向けて鋭意取り組んでおります。

当金庫ホームページ <https://www.gamashin.co.jp/>

利益相反管理について

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等に基づき、当金庫及び関連会社がお客さまと行うお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引を営業部門から独立して設置された管理部署が、一元的に管理します。

また、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行うとともに、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

振り込め詐欺救済法について

振り込め詐欺が依然として発生しています。

ご注意ください！

《被害にあわないために》

「すぐに振り込まない。一人で振り込まない。」

まず、事実を関係者に確認するとともに、身近な人、最寄りの交番・警察署、もしくは、当金庫の本支店窓口で、お振込みをする前にご相談ください。

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」は2020年6月21日に施行され、振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に振り込まれ、残っている犯罪被害金について、被害者への返還手続等を定めた法律です。

◎万一、被害にあわれた場合

- (1) 当金庫の口座へ振込みをされた方
19ページ記載の「がましん振り込め詐欺被害者コールセンター」にて、ご照会やお支払申請等を受付けいたします。
- (2) 当金庫の窓口やATMから他金融機関の口座へ振込みをされた方
被害者救済のため、本支店の窓口及び上記コールセンターにて、犯罪被害資金の返還手続についてご説明いたしますので、お気軽にご相談ください。

金融ADR制度への対応

金融商品取引法等の一部を改正する法律（2009年6月24日公布）により、金融商品取引法及び信用金庫法等が改正され、以下のとおり金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略です）の対応をいたしております。

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めております。その内容はホームページ、パンフレット等で公表いたしております。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に各営業店（連絡先はP.31をご参照）または「がましん相談センター」（0120-115759・フリーダイヤル）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記「がましん相談センター」または「全国しんきん相談所」（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）等または、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・「全国しんきん相談所」または「がましん相談センター」にお尋ねください。

各種ご相談についてのお知らせ

*詳しくは、各営業店窓口にお問い合わせください。

▼ご意見・ご要望・その他商品に関するお問い合わせ等は…

がましん相談センター

 **0120-115759**
(平日 9:00～17:00)

▼キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難・偽造に関するご相談は…

平日	8:45～17:30	お取引店へご連絡ください 信金監視センター 052-203-8299
平日	17:30～翌日8:45	
土・日・祝日	終日	

▼インターネットバンキング・ファームバンキングに関するお問い合わせは…

がましんIBヘルプデスク

 **0120-255273**
(平日 9:00～17:00)

▼経営相談・ご融資の返済に関する各種ご相談は…

がましん経営相談センター

 **0120-691751**
(平日 9:00～17:00)

▼振り込め詐欺救済法のご照会・ご相談は…

がましん振り込め詐欺被害者コールセンター

0533-69-8184
(平日 9:00～17:00)

▼日曜日にローンや資産運用に関するご相談を承ります。

がましん休日相談プラザ
(予約制)

曙支店 毎週日曜日
〒441-8151 豊橋市曙町字測点145
(1月と5月の第1日曜日は除きます)

0532-46-7281
(10:00～17:00)

▼年金に関するご相談も承っております。(予約制) 平日 9:00～15:00 日曜日 10:00～16:00

社会保険労務士による「がましん年金相談」を無料で行っております。年金に関することなら何でもご相談に応じておりますので、これから年金をお受け取りになる方はもちろん、既に受給されている方も、お気軽にご相談ください。

◎お問い合わせ・ご予約は……最寄りの店舗、または本部（業務推進部）へお問い合わせください。
業務推進部 0533-69-6302

▼貿易取引、海外への販路拡大、海外進出などのご相談は…

海外ビジネスサポートデスク

0533-69-7710
(平日 9:00～17:00)

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインへの対応について

1. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

蒲郡信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）および関連会社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下の措置を講じ、全庫的な態勢整備に取り組んで参ります。

1. 組織態勢

- (1) 当金庫のリスク管理の最終意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
- (2) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者および統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部署連携の下、組織全体で横断的に対応します。
- (3) 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して役割および責任を明確にし、適時的確に対応できる庫内態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチ

当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与にかかるリスクを特定、評価した「当金庫の金融犯罪にかかるリスク評価書」を策定し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. お客様への対応方針

当金庫は、適時適切な取引時確認を実施し、お客様の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また定期的にお客様の情報やお取引内容の調査・分析を行ない、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に宛てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を整備します。

5. 経済制裁および資産凍結

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、全役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、役割に応じた適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

2. 取引時確認、継続的な顧客管理についてのお願い

当金庫は、適時適切な取引時確認を行うため、各種質問や確認資料のご提出をお願いする場合がございます。

定期的にお客さまの情報やお取引内容を確認するため、お電話やダイレクトメール等を差し上げることがございます。

金融庁が公表しております「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められている事項への対応のため、お客さまにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

詐欺被害に
遭わないための
ポイント

1

キャッシュカードは、

封筒に入れない！ 他人に渡さない！

2

暗証番号は、

メモしない！ 他人に教えない！

3

「キャッシュカードを確認に行く／預かりに行く」等と
電話で言われたら、

**すぐに家族・警察・
金融機関に相談を！**



経営モニター制度

当金庫では、出資会員の皆さまの中から「経営モニター」を選定し、当金庫の経営に関して定期的にご意見をいただき、これを総代会および当金庫の経営に反映させております。

以下に、2020年度に頂戴したご意見の一部をご紹介します。

頂戴したご意見	当金庫の対応
支店長・次長の仕事振りについて	
支店長等の訪問頻度は月2回程度が良いと思います（60代以上の女性）。数か月に1回程度の訪問をしていただいています。（60代以上の女性）	貴重なご意見ありがとうございます。お客さまへの訪問活動が、支店長・次長だけでなく渉外担当者も含めて計画的に実施できるよう本部・営業店が一体となって取組んで参りますので、今後ともご支援宜しく願い申し上げます。
渉外担当者のお客さま対応状況について	
次長や課長などは事業内容について詳しく聞いてこられたり、メモを取るなどしますが、若い渉外さんは自身の仕事が精一杯という印象です。（20代～30代の女性）	貴重なご意見ありがとうございます。各営業店では、若手渉外担当者に対する教育ツールに基づき店内勉強会を毎月1回以上開催して、マナーを含め金融マンとしてのスキル向上に取り組んでおります。
ATMのタッチパネル画面の清掃について	
ATMの画面が相当汚れている。担当者、時間を決めてATMの画面清掃をしてみてもは。（40代～50代の男性、40代～50代の女性）	大変ご心配をおかけして申し訳ございません。営業日はATMの画面清掃を実施しているのですが、休日に実施できていないのが実情で心苦しい限りです。新型コロナウイルスの感染防止のためにも、清掃・消毒活動の強化策を検討して参りたいと思います。
効果的な広告宣伝活動について	
スタッフ（職員）参加型のCMやラジオCMを増やせば、地元へのPRやスタッフのモチベーションアップにも繋がると思います。（40代～50代の男性）	貴重なご意見ありがとうございます。頂戴したご意見を参考に、新たな媒体を活用した広告宣伝活動を検討して参りたいと思います。
キャッシュレスサービスの提案・情報提供について	
電子マネーやクラウドファンディングなど新鋭のものは知識不足の為、提案してくださる時、その他の参考も教えていただけると有難いです。（20代～30代の女性）	貴重なご意見ありがとうございます。より利便性の高い金融サービスのご提供を目指して、取組んで参りたいと思います。
地域貢献活動について	
地域貢献活動等、評価できるものもあります。しかし顧客がこのような取組みを知らない事もあるので残念です。（40代～50代の男性）	貴重なご意見ありがとうございます。当金庫では「SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）」の趣旨に賛同し、政府が示す「SDGs実施指針」の8つの分野について、商品・サービスのご提供や地域貢献活動などに積極的に取組んでおり、お知らせできることは当金庫ホームページ等を通じてご披露して参りたいと思います。

人材マネジメント

コンプライアンス問題や各種リスクに対する万全の対応が求められるなど、金融機関の業務はますます高度化・専門化しております。これらに対応するため、活気ある職場環境づくりと金融業務研修、自己啓発をサポートしながら、人材の育成に組織をあげて取り組んでおります。

働きがいのある職場環境づくりへの取り組み

育児や介護などの家族的責任への配慮から、職員一人ひとりが多様な働き方をできるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活との調和）の実現に向けた取り組みをしています。

当金庫職員による「子育てママの働き方について」と題したキャリア形成とワーク・ライフ・バランスについての特別講義を近隣大学で実施しました。

また、奨学金を返済している職員を対象とした「奨学金返済支援制度」や、勉強意欲の高い高卒職員を対象とした「通信制大学卒業資格取得助成制度」を設け、職員の意欲向上を図っております。



職員の能力アップを目指した各種の取り組み

お客さまにご満足いただける金融サービスの提供を目指して、各種公的資格の積極的な取得や研修制度の充実に努めております。

●CISマイスター認定制度

顧客感動満足（Customer Impressive Satisfaction）向上を目指して、職員を支援する「CISマイスター認定制度」を導入し、女性職員のスキルを磨くとともに、女性マネージャーの育成や快適なワーク・ライフ・バランスの実現を目指しております。



蒲郡信用金庫の「健康宣言」について

●蒲郡信用金庫 健康宣言

当金庫は創業以来、「地元とともに」を標榜し、地域金融機関として地域経済社会の発展と繁栄に貢献することを普遍の使命としていますが、そのためには職員一人ひとりが心身ともに健康で働くことのできる環境づくりが、大切であると考えます。そこで職員とその家族の健康の保持・増進について積極的に取り組むことを宣言します。



●取組項目

1. 経営者および全職員が健診を受診します。
2. 体制整備と法令の遵守
3. 職員の家族の健康にも積極的に取り組みます。
4. 職員の健康課題の把握と必要な対策の検討を行います。
5. 健康経営の実践に向けて環境を整えます。
6. 職員の心と身体の健康づくりに取り組みます。

●主な業務関連資格等保有者数（2021年3月末現在）

資格等	人数
中小企業診断士	13
社会保険労務士	4
行政書士	5
宅地建物取引士	44
1級ファイナンシャル・プランニング技能士	9
2級ファイナンシャル・プランニング技能士	228
1級金融窓口サービス技能士	1
2級金融窓口サービス技能士	13
CFP（日本FP協会）	3
AFP（日本FP協会）	15
コンプライアンスオフィサー1級	10
コンプライアンスオフィサー2級	165
個人情報保護オフィサー1級	2
個人情報保護オフィサー2級	95
衛生管理者	6
農業経営アドバイザー	4
情報処理安全確保支援士	1

●長期外部派遣研修実績（累計）

研修内容	派遣先等	人数
中小企業診断士養成	中小企業大学校	17
外国為替（海外）	Union Bank of California他	6
外国為替（国内）	三菱UFJ銀行他	28
FP養成	きんざいFPスクール他	14
信託業務	三菱UFJ信託銀行他	3
信金経営研究	信金中金総合研究所	1
余資運用力強化トレーニング	信金中金証券業務部他	2
信用金庫調査実務研修	信金中金総合研究所	1
企業調査講習会	みずほ銀行	11

総代会について

●総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お気づき箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、経営モニター（会員）向けアンケートを実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

●総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

2012年4月以降、新たに就任する総代の年齢は就任時点で原則満70歳未満とし、定年は満80歳です。

ただし、任期の途中で定年に達したときは、その任期の終了をもって退任とします。

総代の定数は、120人以上150人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

なお、2021年5月31日現在の総代数は138人で、会員数は51,501人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、下記の総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③その総代候補者を会員が信任します。
(異議があれば申し出ることができます。)

総代候補者選考基準

1. 資格要件

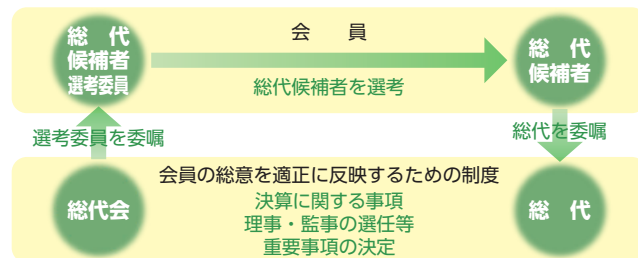
- (1) 当金庫の会員であること

2. 適格要件

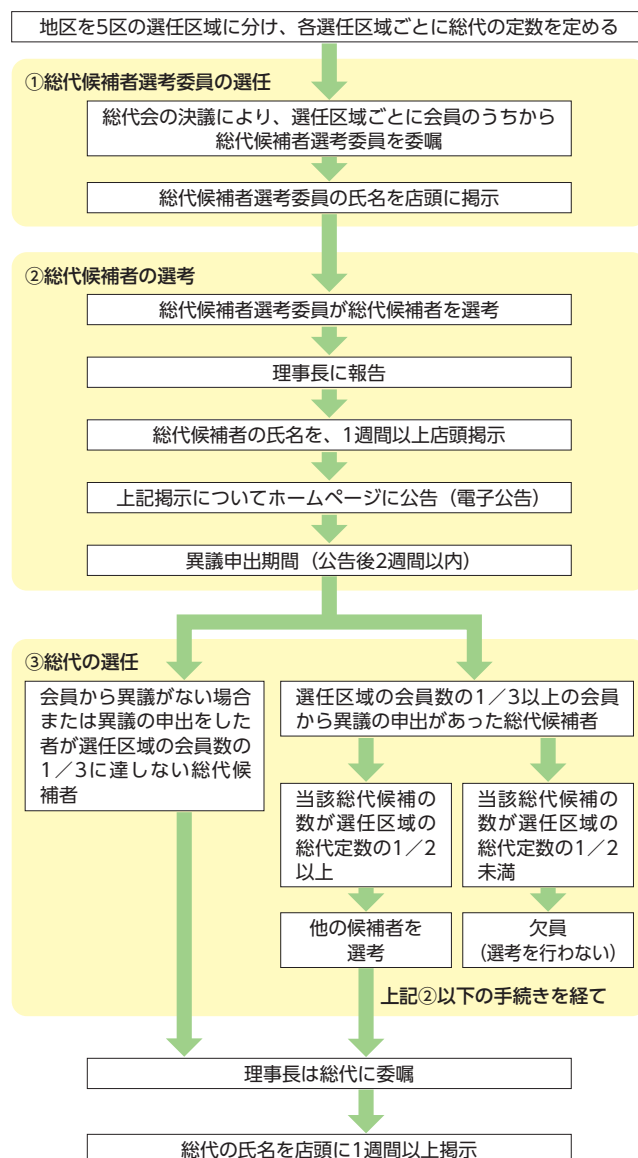
- (1) 総代としてふさわしい見識を有している人
- (2) 良識をもって正しい判断ができる人
- (3) 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分に理解している人
- (4) 地域の事情に明るく、信望の厚い人
- (5) その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



●総代が選任されるまでの手続き



第73期通常総代会決議事項等

開催日／2021年6月23日

1. 報告事項

第73期 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

1. 決議事項

- (1) 剰余金処分案承認の件
- (2) 店舗廃店に伴う定款一部変更の件
- (3) 定款第15条に基づく会員除名の件
- (4) 理事改選の件
- (5) 役員賞与の支給の件
- (6) 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代のご紹介

総代氏名（敬称略）各区域ごとに50音順にて掲載しております。

2021年6月23日現在

区 域	(定数) 現総代数	総 代 氏 名（氏名の右横の数字は就任回数）				
第1区	(37) 37	浅沼忠幸③ 伊藤 将⑤ 尾崎 昇⑧ 小島章護④ 島田光孝⑨ 竹内康彦⑦ 細井次郎⑤ 水野良三③	味岡 正⑧ 今泉泰伸⑥ 小澤素生⑥ 小林 強③ 清水孝人⑦ 中野房子③ 牧野孝彦⑥ 山本昌宏①	井立政伸⑤ 梅田重則④ 加藤利宏⑤ 近藤克義⑨ 清水當之③ 丹羽恒夫⑨ 牧原孝二郎⑥	井立雄二郎③ 梅村和弘⑦ 木俣順生③ 近藤昌泰⑤ 鈴木健吉④ 平野公男⑥ 松井慈行⑤	市川克之④ 大竹平一郎⑨ 小池高弘⑧ 志賀弘嗣⑪ 鈴木康仁② 藤田喜一郎⑦ 松下京輔⑥
第2区	(29) 29	青木公貞⑦ 大場 太② 神田新一郎③ 高木正幸③ 中尾元貴② 牧野 涉⑤	縣 保彦④ 大林孝一③ 小松義博⑤ 高澤博久⑧ 林 伸之⑤ 町 信雄③	伊藤 晃⑥ 岡田 實⑤ 坂神宏哉③ 谷野賢之助① 藤城民男③ 村田幹雄③	稲垣雅宣③ 岡本久永⑥ 下村勝之① 豊田勝己⑥ 藤原俊男⑤ 守田智洋①	岩田順治⑤ 神野吾郎⑤ 杉浦良雄⑬ 鳥井羊一③ 堀本貞臣⑫
第3区	(33) 33	赤井知久③ 市橋秀康① 川口敏郎④ 杉浦 均⑧ 西 義雄⑥ 福井 敬③ 山田俊郎③	安達道行① 伊東孜達④ 川西克司⑦ 惣田敏和⑤ 幡野喜一① 藤城正行⑦ 渡邊英一郎①	石川昌司③ 大羽正人⑥ 木藤守人② 高崎安民⑪ 濱田良雄③ 古橋雄太郎② 渡會一昭⑦	石本健一⑦ 神谷善照① 木村守雄⑩ 土井文好① 彦坂彰一② 村井守男⑫	市川雅敏① 河合利則④ 児玉光男③ 鳥当ときわ⑦ 彦坂昇二⑤ 山内一彦⑦
第4区	(15) 15	新井恭輔① 土井義昭⑪ 本多克弘⑧	西郷行彦② 中西功帯② 山田末雄⑩	佐竹宏仁③ 根木明彦⑧ 山本浩史②	高木香苗④ 羽田野正之⑤ 吉川弘次⑤	竹内幹尚② 藤野和裕③ 米山佳一⑤
第5区	(24) 24	安藤寛一② 景山清司② 澤野一郎① 萩原啓至③ 嶺木昌行⑦	飯島浩司② 栗巣野 勉④ 杉浦義浩③ 服部良男⑧ 安井 忠⑤	稲吉弘之⑥ 黒柳 治③ 高橋靖治② 平林 純⑥ 山崎 満⑧	犬塚哲雄③ 小戸森邦彦① 鳥居幹男③ 本多寛行② 和久田修志③	岡田治朗③ 小山芳徳③ 中島守彦⑫ 牧 敏春③
合 計	(138名) 138名					

職業別	法人役員	94.9%	個人事業主	5.1%	個人	0.0%	
年代別	70代以上	55.1%	60代	27.5%	50代	14.5%	40代・30代 2.9%
業種別	畜産農業	1.4%	建設業	14.5%	製造業	37.0%	運輸業 2.2%
	卸売業・小売業	24.7%	不動産業	10.1%	宿泊業・飲食業	0.7%	医療・福祉 1.4%
	サービス業	8.0%	無職	0.0%			

取扱業務のご紹介（2021年6月末現在）

預金業務

●主な預金商品

種 類	内容と特色	期 間	預入金額
普通預金	給与、年金の自動受取り、公共料金の自動支払、キャッシュカードのセットでATMからの出し入れも自由にでき、大変便利な預金です。	出し入れ 自由	1円以上
無利息型 普通預金	預金保険制度により全額保護されますが、お利息はつきません。		
総合口座	便利な普通預金と有利な定期預金・定期積金を1冊の通帳でご利用になれます。しかも、お預入れ定期性預金残高の90%、最高200万円まで自動的に融資され、イザという時安心です。	—	普通預金 1円以上 定期性預金 10,000円以上
当座預金	商取引等に必要な資金管理と、手形や小切手のお支払がご利用になれます。	出し入れ 自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間運用に適しています。	7日以上	10,000円以上
スーパー定期	個人の方で3年以上の複利型を選択すると一部解約も可能です。安心・有利に運用できます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
大口定期預金	財産運用に有利な預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー積金	一定金額を一定期間、毎月または隔月に積み立てていく商品で、お客さまの貯蓄プランをお手伝いします。	6ヵ月以上 5年以内	10,000円以上
財形貯蓄	お勤め先との提携による財形制度で、給与・ボーナスからの天引き積立で無理なく貯められます。	一般財形 3年以上 年金・住宅財形 5年以上	1,000円以上
教育資金贈与 専用預金 ＜孫心口座＞	直系尊属（曽祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人の方（お1人1口座でかつ1金融機関の1支店限定）に限りお預けできます。	口座開設可能期間は、 2023年3月31日 まで	1円以上 1,500万円以内
後見支援預金	後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。	家庭裁判所の 「指示書」に基づき 出し入れ可能	1円以上
がましんオープン 外貨定期預金	ご利用は個人の方に限ります。お取扱い通貨は、米ドルとユーロです。自動継続扱いで便利です。	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年	1,000米ドル以上 10万米ドル未満 10,000ユーロ以上 10万ユーロ未満

融資業務

●主な融資商品

	商品名	お使いみち	融資金額	利用期間
個人向け住宅関連	住宅ローン	住宅の新築、購入（中古も含む）増改築、マンション、住宅用地の購入・借換等	1億円以内	35年以内
	住宅購入諸費用ローン	(1) 住宅の取得に必要な諸費用 (2) 住宅購入資金の一部資金	(1) 50万円以上 300万円以内 (2) 50万円以上 500万円以内	・融資金額200万円以内 6ヵ月以上10年以内 ・融資金額200万円超500万円以内 6ヵ月以上15年以内
	耐震あんしんローン	住宅の耐震補強工事等	10万円以上 700万円以内	6ヵ月以上10年以内 (5年超は融資金額200万円以上の 場合)
	がましん無担保住宅借換 リフォームローン 「2000万円口」	他金融機関の住宅融資の借換えおよび リフォーム資金	10万円以上 2,000万円以内 (自営業者は1,000万円以内)	6ヵ月以上20年以内
個人向け消費関連	しんきん「フリーローン」	お使いみち自由です (事業資金にも利用可能)	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
	カードローン 「ワイド500」	お使いみち自由です (事業資金・旧債返済を除く)	100万円・200万円 300万円・400万円 500万円の5コース	1年
	カードローン 「きゃっする」	お使いみち自由です (事業資金を除く)	50万円以内・100万円 以内・200万円以内・ 300万円以内・400万円 以内・500万円以内の 6コース	3年
	カーローン 「マイカーローン」	新車、中古車の購入（二輪車含む）、 車検、修理費用、免許取得費、他 金融機関等の借換資金、カー用品 購入資金、残価設定型ローン借換 資金等	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン 「パワフル1000」	お使いみち自由です (事業資金・旧債返済を除くが、他の金融 機関・信販系・クレジット等の借換資金も 利用可能)	10万円以上 1,000万円以内 (専業主婦・パートの方は30万円以内)	10年以内
	フリーローン 「オールマイティー」	お使いみち自由です (事業資金・他金融機関等の借換資金にも 利用可能)	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6ヵ月以上10年以内 (1ヵ月単位)
	学資ローン (レギュラータイプ)	入学時、在学時に必要とする 教育費用等	1,000万円以内	3ヵ月以上16年以内
事業者関連	セイフティライン (貸付専用型当座貸越)	事業用の運転・設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内	1年または 2年契約
	ビジネスカードローン	事業用の運転・設備資金	100万円以上 2,000万円以内	1年または 2年契約
	創業支援ローン「飛翔」	開業資金（運転資金、設備資金）	3,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (但し、無担保の場合はいずれも5年以内)
	ECOビジネスローン	環境保全に関する設備資金、 「ISO14001」認証取得資金、 「ISO14001」等認証取得済企業の 運転・設備資金	5億円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (但し、無担保の場合はいずれも5年以内)
	ABL「動産・売掛金担保融資」 (貸越専用型当座貸越)	事業資金（旧債返済資金も可）	100万円以上 3,000万円以内	1年

一般のご融資について……………商業手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越につきましては資金のお使いみち、ご返済計画に合わせてご利用ください。

各種ローン等の……………ご契約上の規定、金利、返済方法、利用額にご留意ください。また、金利には変動金利型と固定金利型の2種類があります。ローンによって金利変動のルールが異なる場合がありますので、お申込みの際に十分ご確認ください。尚、これら商品へのご質問は当金庫本支店の窓口や渉外係にお気軽にご相談ください。

取扱業務のご紹介（2021年6月末現在）

国際業務

以下の外国為替業務を取扱い、国際化ニーズにお応えしております。

●外貨両替……………	海外旅行に必要な米ドル通貨の販売および買取のお取扱いをしております。
●貿易取引……………	輸出手形の買取・取立・輸出金融、信用状の開設・輸入手形の決済・輸入金融、先物為替予約*などをお取扱いしております。
●貿易外取引……………	ご親族等への生活費や学費などの海外への送金および海外からの資金の受取をお取扱いしております。
●外貨預金……………	普通預金と定期預金（米ドル、ユーロ）をお取扱いしております。 *外貨預金は預金保険の対象外となっております。
●外貨融資……………	外貨によるご融資をお取扱いしております。
●外貨宅配サービス……………	インターネットにより申し込まれた外国通貨を宅配します。
●貿易・投資相談等……………	海外ビジネスサポートデスクにおいて、貿易、海外進出、海外投資についてのご相談をはじめ、海外金融情報などを提供しております。また、スタンドバイ・クレジット、会員の海外子会社への直接貸出をお取扱いしております。
◆外国為替のお取扱い……………	各営業店にてお取次ぎいたします。
◆両替取扱店……………	本店営業部、豊橋支店 その他の店舗でもお取次ぎいたしますので、お気軽にお申し付けください。

証券業務

証券業務を通じた資金運用・調達のニーズにお応えしております。

●公共債の窓口販売……………	公共債（利付国債、個人向け国債、あいち県民債）を窓口でお取扱いしております。
●投資信託の窓口販売……………	投資信託を窓口でお取扱いしております。 NISA（少額投資非課税制度）口座・ジュニアNISA口座・つみたてNISA口座のお取扱いをしております。
●私募債の受託業務……………	私募債発行の受託会社として、企業の資金調達をお手伝いしております。

保険業務

●生命保険……………	より豊かな生活設計づくりをお手伝いするため、個人年金保険、一時払終身保険、定期保険、がん保険、医療保険、学資保険等をお取扱いしております。
●損害保険……………	住宅ローンのご利用者を対象に住宅火災保険と債務返済支援保険、すべてのお客さまを対象に、万一のケガに備える傷害保険、他に事業者向けの業務災害総合保険等もお取扱いをしております。

信託代理店業務

相続信託・暦年信託の信託代理店業務をお取扱いしております。

確定拠出年金業務

個人型確定拠出年金（iDeCo）のお取扱いをしております。

代理貸付業務

公共機関等の代理貸付業務のお取扱い、お取次ぎをしております。

信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構

*用語についてはP.71-72「用語のご説明」をご参照ください。

その他の業務・各種サービス

◇地域の皆さまの金融機能サービスに対するニーズは多様化・高度化してきており、こうしたニーズにお応えできるようサービス業務の充実に努めております。

- WEB完結ローン …………… お申し込みから融資実行まで、ご来店することなく、インターネット上のお手続きだけでご契約が完結する契約書不要のローンです。
- 内国為替
送金・振込…………… 当金庫の本支店をはじめ、全国の金融機関あてにお取扱いできます。
代金取立…………… 遠隔地支払の手形・小切手などを取立て、指定口座に入金いたします。
為替自動振込…………… 家賃や駐車場代、仕送り等、ご希望の指定日に指定金額を毎月自動的にお振込いたします。
- キャッシュサービス…………… がましんのキャッシュコーナーでのお預入れ、お引出、通帳記入、残高照会、お振込、お振替、定期預金のお預入れ・解約、定期積金の掛込み、暗証番号変更のほか、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行コンビニATMおよび提携金融機関のキャッシュコーナーで現金のお引出ができます。
- ATM休日・時間外手数料 ……… 当金庫キャッシュカードおよびローンカードを当金庫店舗内・店舗外ATMにおいて利用される場合、全日稼動時間内のお引出、お預入れ手数料が無料でご利用できます。(キャッシュカードによるお振込の場合、振込手数料のみがかかります)
無料サービス …………… 稼動時間は一部の店舗を除き、全日 8:00～21:00です。
- しんきんゼロネット…………… がましんのキャッシュカードで全国の信用金庫のATMを手数料無料でご利用できます。
サービス …………… (平日 8:45～18:00の入出金、土曜日 9:00～14:00の入出金)
*一部の信用金庫では、時間帯によってこのサービスをご利用いただけない場合があります。
- デビットカードサービス…………… がましんのキャッシュカードにて「デビットカードお取扱加盟店」でお買物ができます。代金はお客さまの預金口座から即座に引き落としされます。
- 自動受取・自動支払…………… 給与・賞与、年金、配当金などのお受取りや、公共料金、税金、各種代金などのお支払が自動的に
サービス …………… 行われます。
- ファーム・ホーム…………… オフィスのパソコンなどから、お振込、お振替、残高照会、取引明細照会などができます。給
バンキングサービス …………… 与・賞与やお取引先へのお振込も迅速・簡単にご利用できます。
- インターネット・モバイル…………… スマートフォンやお手持ちのパソコンからインターネットを通じて、お振込、お振替、残高照会、
バンキングサービス …………… 取引明細照会などができ、口座振替やお取引先へのお振込も迅速・簡単にご利用できます。
ホームページ <https://www.gamashin.co.jp/>
- 各種料金の電子収納…………… インターネットバンキングを利用して、国庫への納付金、NTTドコモ、NHKなどの各種料金
サービス …………… を直接払込みできます。(マルチペイメントネットワークによる電子収納サービス)
- でんさいネットサービス…………… これまでの手形や売掛債権等の問題点(紛失・盗難やコスト削減)を克服し、パソコン等を利用
…………… して事業資金の決済手段の効率化・円滑化が図れます。
- 貸金庫…………… 預金証書、株券、権利書、貴金属などを金庫室で安全にお預かりいたします。
- 夜間金庫…………… 当金庫の営業時間後に売上金などをお預かりいたします。(夜間金庫取扱店のみ)
- 売上金おまとめサービス…………… 「入金専用カード」で毎日の売上金をお近くのATMから入金できます。
- スポーツ振興くじの…………… スポーツ振興くじ(サッカーくじ)の当せん金の換金をお取扱いいたします。
換金のお取扱い …………… (本店営業部、三谷支店、花田支店、小坂井支店)
- 代理業務…………… 税金の公金収納、その他委託先からの業務をお取扱いいたします。

サークル活動

- 年金友の会…………… 当金庫で年金を受給していただいているお客さまの組織で、旅行・暮らしの学校・お誕生日プレゼント等ゆとりある暮らしのお手伝いをしております。
- がましんニュービジネス…………… インクグロウ(株)と提携し、経営セミナー・商談会の開催・情報提供などビジネスチャンスを
クラブ(GNBC) …………… サポートします。

相談サービス

- 年金相談…………… 年金に関する様々なご相談、ご質問にお応えできるよう、相談日を設けてお受けしております。
- 法律相談…………… 法律に関する諸問題について、相談日を設けてお受けしております。
- 税務相談…………… 税金に関する諸問題について、相談日を設けてお受けしております。
- 休日相談プラザ…………… 毎週日曜日曙支店(但し、1月と5月の第1日曜りと12月31日は除く)にて各種ローン、資産運用・活用のご相談をお受けしております。

※各種開催日、開催店をホームページに公表しておりますので、ご利用ください。

手数料一覧 (2021年6月末現在)

※下記手数料には消費税が含まれています

為替手数料

種 類			内 容			
			当金庫あて		他行あて	
			同一店	本支店	電信	文書
振込 手数料	窓口利用 (注)	3万円以上	440円	550円	880円	880円
		3万円未満	220円	330円	660円	660円
	自動機 (ATM) 利用 (現金)	3万円以上	220円	330円	660円	—
		3万円未満	110円	110円	440円	—
	自動機 (ATM) 利用 (キャッシュカード)	3万円以上	無料	無料	550円	—
		3万円未満	無料	無料	330円	—
	為替自動振込 (定額送金)	3万円以上	110円	440円	770円	—
		3万円未満	110円	220円	440円	—
	登録振込 (OCR扱い) <新規取扱終了>	3万円以上	220円	440円	770円	—
		3万円未満	110円	220円	550円	—
	インターネット バンキング	3万円以上	無料	無料	660円	—
		3万円未満	無料	無料	440円	—
給与振込 手数料	ファーム バンキング	3万円以上	無料	330円	660円	—
		3万円未満	無料	110円	440円	—
	依頼書扱い<新規取扱終了>		無料	無料	330円	—
代金取立 手数料	インターネット/ ファームバンキング扱い		無料	無料	165円	—
	磁気媒体 (FD・USB) 扱い <新規取扱終了>		無料	無料	165円	—
	当金庫本支店		1枚あたり		220円	
その他 諸手数料	振込・送金組戻料			660円	1,100円	
	取立手形不渡返却料			660円	1,100円	
	取立手形組戻料			660円	1,100円	
	取立手形店頭呈示料			660円	1,100円	
	地方税取次 手数料					
地方税取次 手数料	他行庫あて (振込書1枚につき)	3万円以上		—	880円	
		3万円未満		—	660円	

(注) 視覚障がいのお客さまの場合は、自動機 (ATM) 利用扱いの手数料とさせていただきます

でんさいネットサービス手数料

種 類		内 容	金 額	
			インターネット	窓口
基本手数料 (債務者利用の場合のみ) (注)		月 間	1,100円	1,100円
発生記録	当金庫あて	1件につき	330円	1,100円
	他行あて	1件につき	440円	1,320円
譲渡記録	当金庫あて	1件につき	330円	1,100円
	他行あて	1件につき	440円	1,320円
分割 (譲渡) 記録	当金庫あて	1件につき	330円	1,100円
	他行あて	1件につき	440円	1,320円
保証記録 (譲渡記録に随伴しない場合)		1件につき	330円	1,100円
変更記録 (債権内容に係る場合)		1件につき	330円	1,100円
支払等記録 (口座間送金決済以外)		1件につき	330円	1,100円
でんさい入金手数料		1件につき	220円	220円
残高開示請求	定例発行	1件につき		1,320円
	都度発行	1件につき		3,300円
特定記録機関変更記録		1件につき		3,300円

上記の手数料以外にも手数料及びでんさいネットへの費用がかかる場合がございます

(注) 債務者利用の場合、初回利用月までは基本手数料は無料です

融資関係手数料①

種 類		内 容	金 額
不動産 担保 手数料	新規設定 (保証会社の保証付住宅ローンを除く)	担保権1件につき	55,000円
	譲受設定	担保権1件につき	55,000円
	極度増額	担保権1件につき	55,000円
	追加担保設定	担保権1件につき	55,000円
	順位変更	担保権1件につき	11,000円
	極度減額	担保権1件につき	11,000円
	担保譲渡 (注1)	担保権1件につき	11,000円
	担保解除		無 料
証書貸付 繰上返済 手数料	一部繰上返済 (住宅ローン・ アパート資金以外) (注2) (注3)	1債務あたり1回につき	5,500円
	全額繰上返済 (住宅ローン・ アパート資金以外) (注2)	1債務あたり	5,500円
	一部繰上返済 (住宅ローン・ アパート資金) (注2) (注3)	1債務あたり1回につき (ご融資後7年以内)	次の①、②の いずれか低い 金額 ①22,000円 ②返済元金の 1% + 消費税
		1債務あたり1回につき (ご融資後7年超)	5,500円
	全額繰上返済 (住宅ローン・ アパート資金) (注2)	1債務あたり (ご融資後7年以内)	33,000円
		1債務あたり (ご融資後7年超)	無 料
	証書貸付条件変更手数料 (注3) (注4)		1債務あたり1回につき 5,500円
	証書貸付期限前弁済手数料 (固定金利・固定金利選択型)		1件につき (注5)
債務者 変更 手数料	債務者変更 (不動産担保設定有り)	1件につき	55,000円
	債務者変更 (上記以外)	1件につき	11,000円
住宅ローン (注2) 固定 金利選択型 更新手数料	更新時における 固定金利の再選択 (注6)	1債務あたり1回につき	5,500円
	更新時における 変動金利住宅ローンの選択		無 料
住宅ローンの固定金利選択型の特約期間中における 金利体系の変更及び金利の更新手数料 (注2) (注6)		1債務あたり1回につき	5,500円
流動資産 担保管理 手数料	流動資産 担保融資保証	個別保証	担保権1件につき 5,500円
		根保証	担保権1件につき (件数) 11,000円
	ABL		11,000円
アパート資金取扱手数料 (新築・中古購入・買取り・リフォーム資金)		1件につき	55,000円
預金担保手数料 (確定日付をとる場合のみ)		1件につき	5,500円
ゴルフ会員権担保設定手数料		1件につき	5,500円
有価証券担保設定手数料		1件につき	5,500円
債務保証書発行手数料 (変更保証書の発行を含む)		1件につき	1,100円
貸越専用口座型カードローンカード発行手数料 (注7)		1件につき	1,100円
融資証明書 発行手数料	事業性資金	1件につき	11,000円
	非事業性資金 (住宅ローン等) (注2)	1件につき	1,100円
返済明細再発行手数料		1件につき	1,100円
金融機関借入用手形		1枚につき	1,100円
情報提供書発行手数料		保証契約書1通につき	2,200円

(注1) 保証協会への譲渡は除きます

(注2) 住宅ローン：保証付住宅ローン及び住宅用資金を指します

(注3) 一部繰上返済とそれに伴う返済額の変更または返済期間の短縮が重なった場合は、一部繰上返済にかかる手数料のみといたします

(注4) 条件変更項目が複数となった場合は5,500円といたします

(注5) 期限前に弁済する元本額×0.5%×期限前弁済日の翌日から最終弁済期限までの期間に相当する日数 (但し、固定金利適用期限のある場合は、その到来期限までの期間に相当する日数) + 消費税

(注6) 金利体系の再選択または変更と金利の変更が重なった場合は11,000円といたします

(注7) ワイド500/きゃっする/悠々カード/おまかせ君/ビジネスカードローンを指します

その他の手数料

種 類		内 容	金 額
署名判サービス ご利用（注1）	署名判登録	初回登録/変更時	無 料
	小切手帳	1冊（50枚綴り）	1,100円
	手形帳	1冊（50枚綴り）	1,100円
署名判サービス ご利用なし	小切手帳	1冊（50枚綴り）	1,100円
	手形帳	1冊（50枚綴り）	1,100円
自己宛小切手		1枚につき	1,100円
当座預金新規開設手数料		1口座開設につき	11,000円
当座/普通預金入金帳（摘要入力不可）（注2）		1冊（50件）	無 料
当座/普通預金入金帳（摘要入力印刷）		1冊（50件）	5,500円
摘要入力専用伝票（入金票・払戻請求書）		100枚綴り	5,500円
夜間金庫手数料	追加鞆1個につき 月間3,300円追加	鞆4個まで（月間）	6,600円
夜間金庫入金帳		1冊（50件）	16,500円
再発行手数料 （汚損、破損等を除く） （注3）	通帳	1通につき	1,100円
	預金証書	1通につき	1,100円
	キャッシュカード	1枚につき	1,100円
	入金専用カード	1枚につき	1,100円
	各種ローンカード	1枚につき	1,100円
	貸金庫カード	1枚につき	1,100円
代理人キャッシュカード	新規発行	1枚につき	1,100円
入金専用カード	新規発行	1枚につき	1,100円
残高証明書発行手数料	自動発行	1枚につき	550円
	都度発行	1枚につき	1,100円
	当金庫所定様式以外	1枚につき	1,100円
	監査法人指定書式	1枚につき	3,300円
	英文	1枚につき	1,100円
その他証明書		1枚につき	1,100円
個人情報開示手数料	利用目的の通知	1通につき	1,100円
	基本開示項目	1通につき	2,200円
	上記範囲を超える 場合	1通につき	3,300円
通帳未記入取引照合表	交付手数料	1件につき	1,100円
	交付枚数	1枚につき	110円
口座履歴照会（調査） 手数料	調査依頼	1件につき	1,100円
	取引履歴明細	1枚につき	110円
後見支援預金	口座開設手数料	1件につき	11,000円
	口座管理手数料	年 間	3,300円
未利用口座管理手数料（2年以上未利用の場合）（注4）		年 間	1,320円
OCR連記式基本手数料<新規取扱終了>		1回につき	5,500円
FD・USB・データ伝送振込方式基本手数料		1回につき	4,400円
預金口座振替委託基本手数料 （法人インターネットバンキング以外）		1回の委託につき	4,400円
預金口座振替委託		請求1件につき	110円～
法人インターネット バンキング/ ファームバンキング 基本手数料	照会、資金移動（振込・振替）、総合 振込、給与・貸付振込、口座振替	月 間	3,300円
	照会、資金移動（振込・振替）	月 間	1,100円
個人インターネットバンキング基本手数料		月 間	無 料
インターネットバンキングハードウェアトークン発行手数料		1台につき	1,100円
テレホン・ファクシミリサービス基本料 <新規契約受付終了>		月 間	1,100円
パソコンSPC/ホームユース（VALUX）照会		月 間	550円
貸金庫手数料（電動式・非電動式）		タイプにより （年間）	4,950円～ 33,000円
現金届出手数料（注5）		1件につき	1,100円
両替機 両替手数料（注6）	1日あたり	～500枚	500円
		～1,000枚	1,000円
		～1,500枚	1,500円
両替専用カード（両替機利用手数料）枚数に応じ、 別途上記の両替機両替手数料必要です（注7）		1枚につき （年額）	26,400円

両替機は、ご希望の金種枚数 お一人様1日1回限り50枚まで無料です

その他の手数料（続き）

種 類		内 容	金 額
両替手数料（注8）	1日あたり	～500枚	550円
		以降500枚毎	プラス550円
実質的に両替となるお取引（両替に準ずる金種指定出金）も両替手数料の対象となります 窓口・渉外受付の両替・金種指定出金は、お一人様1日50枚までは無料です			
在高入金等/大量硬貨取扱手数料（窓口・渉外） ＊硬貨枚数のみ。紙幣は対象外。		～500枚	550円
		以降500枚毎	プラス550円
在高入金等/大量硬貨による入金のほか、在高/大量硬貨による振込・税公金・各種払込 等のご依頼時に頂戴します 窓口・渉外受付の在高入金等/大量硬貨取扱いは、お一人様1日50枚までは無料です			
国債等口座管理手数料		年 間	無 料
株式払込取扱手数料		払込額に対し	1/5%＋消費税
電子マネー・チャージ手数料（1万円以上無料）		1万円未満	55円

- (注1) 2021年2月より、署名判登録料は無料です
(注2) 摘要入力できません
(注3) 通帳や証書がひどく水濡れしたり汚れてしまった場合や、カードが破損したり磁気
データ不良となった場合には、再発行手数料は無料です。
(注4) 2019年4月以降新約の普通預金（総合口座含む）
(注5) 2021年7月より
(注6) 両替機のご利用には当金庫のキャッシュカードが必要です。
(注7) 両替専用カードの利用回数は1日2回までです。
(注8) 両替ご持参・ご希望（もしくは金種指定出金）のそれぞれの1日の枚数がそれぞれ
手数料対象となります

信託契約代理業務事務取扱手数料

種 類	内 容	金 額
しんきん相続信託「こころのボタン」	1件につき	信託金額の1%+消費税 （上限55,000円）
しんきん暦年信託「こころのリボン」	1件につき	信託金額の1%+消費税 （上限55,000円）

上記の手数料以外にも手数料及び信託関連費用が掛かる場合がございます

外国送金手数料

種 類		内 容	金 額
外国送金手数料	海外向送金手数料		1件につき 7,500円
	国内向送金手数料	外貨建	1件につき 4,500円
		円貨建	1件につき 2,500円
	支払銀行手数料（海外での支払 手数料をご負担される場合）（注）		1件につき 1,500円
	取扱手数料（リフティングチャージ）		1件につき 1/20%
		外貨建外貨払 円貨建	最低1,500円 最低2,500円
外国からの送金 の受取手数料	被仕向送金手数料		1件につき 1,500円
	少額手数料（100万円未満の外 貨建て送金を円貨で受取る場合）		1件につき 1,500円
	取扱手数料（リフティングチャージ）		1件につき 1/20%
		外貨建外貨払 円貨建	最低1,500円 最低2,500円

(注) 後日追加分をいただくことがあります

外貨預金手数料

種 類	内 容	金 額
入金（円預金からの預入れの場合）	1ドルにつき	1円
出金（円預金への預入れの場合）	1ドルにつき	1円
少額出金手数料（100ドル未満の円貨払）（注）	1件につき	100円

(注) 解約取引は除きます

輸入関係手数料

種 類	内 容	金 額
L/C開設 信用状発行手数料	1件につき	10,000円
L/C増額・延長 条件変更手数料（注）	1件につき	5,000円
輸入信用状保証料	3ヶ月ごとに	3/20%
		最低10,000円
決済時取扱手数料(円貨建/外貨建外貨払)	1件につき	1/10%
		最低7,500円
決済時取引手数料	1件につき	700円
決済時少額取引手数料(100万円未満の外貨建て円貨払い)	1件につき	5,000円

(注) 増額・延長の他の変更については10,000円になります

旅行小切手、小切手の海外への取立業務は行っておりません
外国為替に関する手数料は消費税の対象外です
詳細は国際部（0533）69-7710にお尋ねください

店舗・店外ATM一覧 (2021年6月末現在)

●店舗のご案内

本部／蒲郡市神明町4-25 (0533) 69-5311

蒲郡市			
本店営業部	神明町4-25	(0533)	68-2121
◇蒲郡市役所出張所	旭町17-1		67-2014
三谷支店	三谷町七舗158		68-3131
形原支店	形原町下屋敷27-1		57-2181
☆西浦支店	西浦町南馬相27-1		57-2176
☆大塚支店	大塚町柴垣52-1		59-7131
鶴ヶ浜支店	拾石町宮前37-2		68-1315
三谷北通支店	三谷北通四丁目47-1		69-2161
八百富支店	新井町3-21		67-1171

豊橋市			
豊橋支店	広小路二丁目6-2	(0532)	52-8101
花田支店	花田一番町78		31-3196
☆旭支店	舟原町1-1		54-9146
南栄支店	南栄町字空地59-4		45-4195
牟呂支店	東脇二丁目16-15		32-1231
東田支店	上地町140-2		62-6111
曙支店	曙町字測点145		46-7281
岩田支店	中岩田二丁目1-6		63-1311
前田南支店	前田南町二丁目7-1		53-5201
大清水支店	南大清水町字元町215-1		25-5331
鷹丘支店	忠興一丁目5-17		63-1316
☆多米支店	多米中町一丁目1-1		63-6861
飯村支店	飯村南二丁目29-11		61-6811
二川支店	大脇町字大脇53-17		41-5454
橋良支店	柱二番町82		48-5011
佐藤町支店	佐藤四丁目1-1		64-9011

豊川市			
豊川支店	中央通五丁目12-1	(0533)	85-1161
豊川北支店	三蔵子町一里塚48-1		84-5161
蔵子支店	蔵子六丁目11-21		89-4481
☆国府支店	国府町流霞1		88-4511
御津支店	御津町西方日暮6-1		75-3101
小坂井支店	伊奈町新屋70-9		78-3571

新城市			
☆新城支店	字東入船121-3	(0536)	22-2211

田原市			
田原支店	田原町稗田76-1	(0531)	22-1131
渥美支店	福江町堂前50-6		33-0511

岡崎市			
緑丘支店	緑丘二丁目9-1	(0564)	53-1321
岡崎南支店	柱町字竹ノ花14		53-8771
岡崎北支店	百々町字四ツ谷33-1		25-6311
☆岡崎駅東支店	柱曙二丁目3-5		58-3671

西尾市			
☆しもまち支店	下町神明下52-2	(0563)	55-0222
☆幡豆支店	西幡豆町池下2-1		62-5315

額田郡			
☆三ヶ根支店	幸田町大字深溝字中池田50	(0564)	62-6011

名古屋市中			
東郊通支店	昭和区白金一丁目15-7	(052)	871-3701
☆瑞穂通支店	瑞穂区瑞穂通二丁目40-1		851-7311
☆名古屋南支店	南区豊三丁目2-1		692-3811

静岡県湖西市			
☆湖西支店	湖西市鷺津1062-17	(053)	575-1211

(注) ◇は平日のみATM稼働 ☆11:30~12:30の間、窓口休止店舗

●店舗外ATMのご案内

蒲郡市

蒲郡元町出張所
アビタ蒲郡店
イオン蒲郡店
蒲郡市民病院
フィール蒲郡店
太陽の家

豊橋市

豊橋駅
◇豊橋市民病院
ドミー渡津店
イオン豊橋南店
アビタ向山店
フードオアシスあつみ山田店

共同ATM

JRセントラルタワーズ／桜通口 (名古屋市)
JRセントラルタワーズ／スカイシャトル (名古屋市)
中部国際空港セントレア (常滑市)
◇幸田町役場 (額田郡幸田町)

(注) ◇は平日のみATM稼働

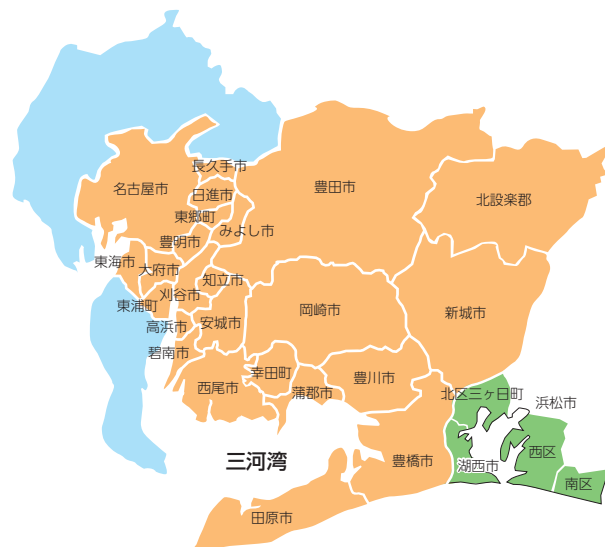
●営業地区一覧

愛知県

蒲郡市、豊橋市、豊川市、新城市、北設楽郡、田原市、岡崎市、安城市、西尾市、名古屋市、碧南市、高浜市、刈谷市、知立市、豊田市、額田郡幸田町、みよし市、長久手市、日進市、豊明市、大府市、東海市、愛知郡東郷町、知多郡東浦町

静岡県

湖西市、浜松市 (西区、南区、北区の内三ヶ日町に限る)



2020年度のあゆみ

2020年 4月	- SDGsを宣言 「新型コロナウイルス対策に関する資金繰り・助成金の時間外相談窓口」を設置
5月	「休日相談窓口」を臨時設置 「新型コロナウイルスEメール相談窓口」を開設 - 蒲郡市「ドライブスルーdeがまごはん」に協力
6月	- お取引先企業の商品紹介として職員向け「がまちゃんネット」を開始 - 第72期通常総代会を開催
7月	- コロナ生活資金支援ローン「エール」を取扱開始 - 蒲郡市、蒲郡商工会議所、東京海上日動火災保険株式会社とSDGsに関する包括連携協定を締結 「第8回がましん杯争奪少年軟式野球大会」地区大会を開催
8月	- 太陽の家支店を廃店し、形原支店（一部鶴ヶ浜支店）と統合 「第8回がましん杯東三河大会兼第41回東三河少年軟式野球選手権大会」を開催
9月	「売上金おまとめサービス」を取扱開始 - 岡崎南支店を新築移転（岡崎市柱町） - 本店ビル消防避難訓練を実施 - SDGsの活動として、お客さまへお渡しする通帳／証書入れを紙製へ変更
10月	「GAMAGORI SHINKIN BANK レポート（GSBレポート）」をリニューアル発行 - 第29回「がましん三河湾浄化運動」を実施 「蒲郡市プレミアム付商品券・食事券」の換金開始 - GNBC「第9回若手経営塾育成講座」を開講 「しんきんフードEXPO2020」オンライン・ビジネスフェアにて開催 - 空き家対策として新城市と業務提携
11月	- インターンシップ研修生を受け入れ - 防犯訓練を三谷北通支店、曙支店、国府支店で実施 - 臨時総代会を開催 - 空き家対策として蒲郡市と業務提携 「第36回理事長杯ゲートボール大会」を開催
12月	- 岡崎北支店を新築移転（岡崎市百々町） - コロナ対策お取引先支援として「役職員向けカタログギフト」「顧客向けカタログギフト」を発行 - 空き家対策として田原市と業務提携
2021年 1月	- 名鉄協商㈱と海外支援業務において業務提携を開始 - 地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」に蒲郡市を推薦し、採択 「WEB完結ローン」を取扱開始 「住宅ローン控除相談会」を開催
2月	- 鷹丘支店を新築建替 「第13回三遠南信（8信金）しんきんサミット」及び「しんきん物産展」をオンラインにて開催 「第6回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会withいいともあいち」オンライン商談会を開催 - コロナ対策お取引先支援として「役職員向けカタログギフト」発行



空き家の対策に関する協定の締結



「SCBふるさと応援団」の贈呈式



「役職員向けカタログギフト」の表紙

3月	「第2回がまごおり深海魚まつり」に協賛 「中小企業・小規模事業者支援施策WEBセミナー」を開催 - 地域貢献活動の一環として、映画「ゾッキ」を本店コミュニティーホールにて上映
----	---

がましんのあゆみ

1948年 4月	市街地信用組合法に基づき蒲郡信用組合を設立 蒲郡町本町にて事業開始
1950年 4月	中小企業等協同組合法による信用組合に改組
1951年10月	信用金庫法に基づき信用金庫に改組
1953年 3月	田原支店開設 渥美・田原地区へ進出
1954年 3月	内国為替業務の取扱開始
8月	豊橋支店開設 豊橋市へ進出
11月	第1回「蒲信号」旅行実施 (長野県善光寺：お客さま旅行の開始)
1956年 4月	蒲郡市金庫事務取扱、県税収納事務の取扱開始
8月	機関紙「蒲伸」創刊号発行
1963年 9月	昭和支店（現、東郊通支店）開設 名古屋市へ進出
1964年10月	(財)三秀育英会設立（現在の蒲信育英会）
1965年12月	日本銀行との当座取引開始
1970年 9月	豊川支店開設 豊川市へ進出
12月	両替商業業務の取扱開始
1974年11月	預金量1,000億円達成
1977年 7月	自営総合オンライン、カットオーバー
1978年12月	日本銀行との手形割引および手形貸付取引開始
1980年 5月	本店営業部新築
1982年 5月	小坂井支店開設 小坂井町へ進出
1983年 5月	証券業務、国債等の募集業務の取扱認可
1984年 7月	緑丘支店開設 岡崎市へ進出
	蒲信リース（株）設立
12月	三ヶ根支店開設 幸田町へ進出
1985年 1月	幡豆支店開設 幡豆町へ進出
12月	御津支店開設 御津町へ進出
1986年10月	がましんビジネスサービス（株）設立
1989年 9月	外国為替業務の取扱認可
1990年10月	サンデーバンキング（ATM日曜日稼動）開始
1991年11月	預金量5,000億円達成
1992年 7月	「がましん三河湾浄化運動」開始
1993年 2月	二川事務センター竣工
1995年 6月	信託代理店業務の取扱開始
	私募債の担保受託業務の取扱開始
12月	社債等登録機関指定による受託業務の取扱開始
1996年 6月	しもまち支店開設 西尾市へ進出

1998年 4月	金庫創立50周年記念日（4月1日） がましんホームページ開設
1999年 2月	投資信託窓口販売の取扱開始
3月	郵貯A T Mとの相互接続開始
2000年 3月	デビットカードサービスの取扱開始
12月	しんきんゼロネットサービスの取扱開始
2001年 3月	スポーツ振興くじ払戻し業務開始
4月	損害保険窓販業務の取扱開始
2002年10月	生命保険窓口販売の取扱開始
11月	がましん「日曜ローンプラザ」開始
2003年 9月	「リレーションシップバンキング機能強化計画」 要約公表
2007年10月	東海地区信金共同事務センターへ加盟
12月	「東三河地域産業の持続的な成長に関する 実態調査」発表
2009年 2月	ISO14001認証取得
3月	「がましん東三河ビジネス元気フェア」開催
10月	ビジネスポータルサイト「愛知ビジネスパーク いざ検索！」公開
2013年 5月	預金量1兆円達成
8月	貸出金量5,000億円達成
10月	ATM休日・時間外手数料無料サービス開始
2014年 1月	NISA口座取扱開始
3月	湖西支店開設 静岡県へ進出
2015年 2月	がましんオリジナルキャラクター がまちゃんファミリー誕生
5月	新本店 蒲郡市神明町に新築
11月	新城支店開設 新城市へ進出
2017年11月	緑綬褒状を受章
2018年 2月	「がましんLINE@」配信開始
3月	がまちゃんのうた「未来へ」制作
4月	金庫創立70周年記念日（4月1日）



創立当時の事務所

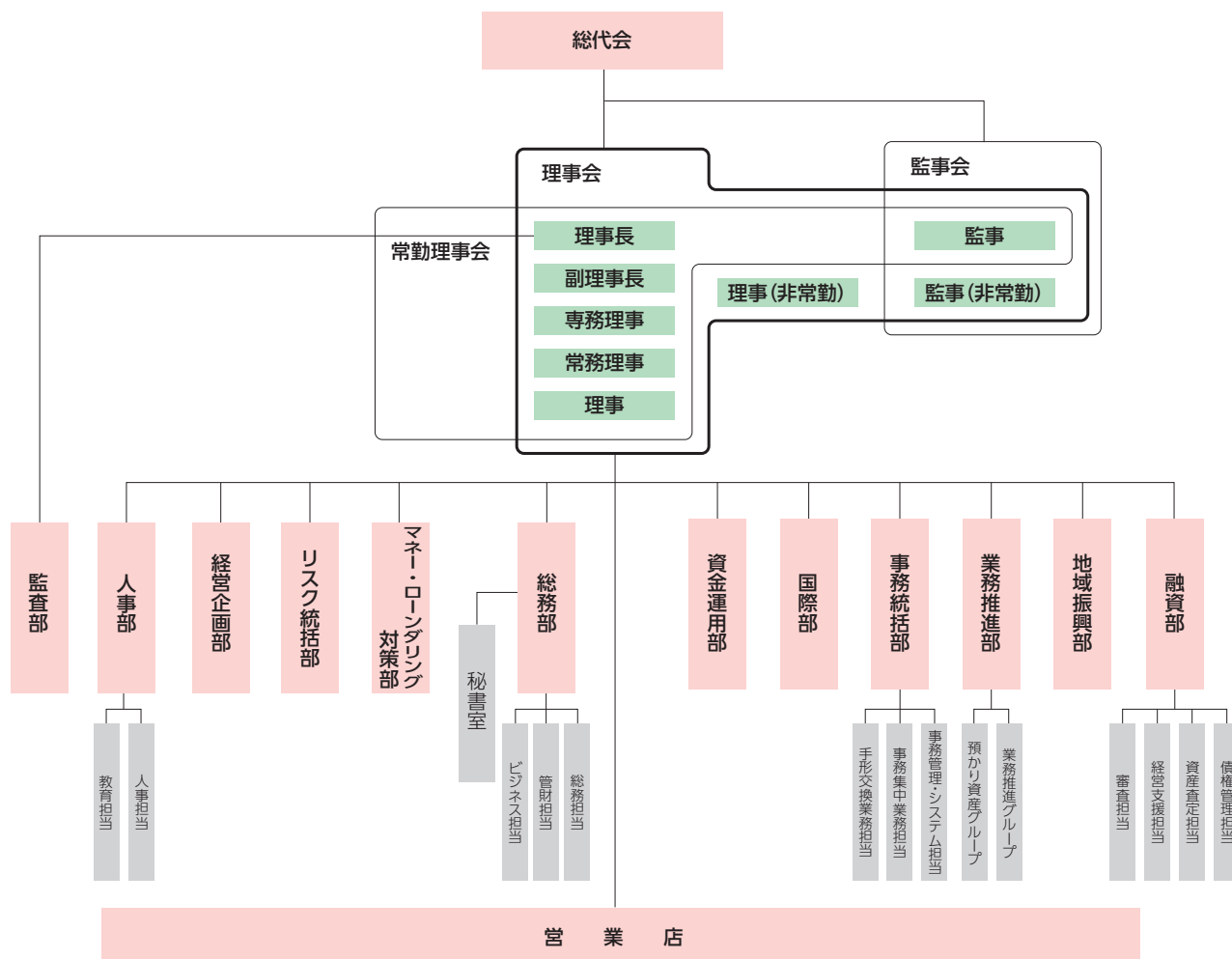


旅行列車「蒲信号」

当金庫の経営体制について

組織図

2021年6月末現在



役員一覧

2021年6月末現在

理事長（代表理事）	竹 田 知 史	理事	松 尾 聡
副理事長（代表理事）	岡 克 明	理事	鈴 木 利 幸
専務理事（代表理事）	藤 下 雅 彦	理事	岡 本 聡 哉
専務理事（代表理事）	河 合 博	理事（非常勤）	水 藤 晴 義 ※1
常務理事	渡 会 政 彦	理事（非常勤）	山 内 有 恒 ※1
理事	岩 崎 篤 雄	監事	内 藤 景 嗣
理事	安 藤 敏 博	監事（非常勤）	堀 内 一 孝 ※2
理事	津 川 雅 嗣	監事（非常勤）	宮 本 正 司 ※2

※1 理事 水藤晴義と山内有恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 堀内一孝と宮本正司は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

がましん

各種相談窓口のご案内

暮らしの中のお悩みにプロが为您解答します!!

相続・遺言や
各種法律問題に
ついてのご相談

法律相談

当庫の顧問弁護士が相談に応じます。

◆原則 毎月第1水曜日 9:00～12:00

本部にて開催中

◆原則 毎月第3水曜日 9:00～12:00

豊橋支店にて開催中

※1月・8月は開催しません。

時間は
1回の相談につき30分
とさせていただきます。



予約制のため、本部(業務推進部)へお問い合わせください。
開催日・予約状況は、当庫ホームページにて確認できます。

税金・相続・贈与
所得税確定申告等
税金についての相談

税務相談

当庫の顧問税理士が相談に応じます。

◆原則 毎月第2・第4木曜日 13:00～16:00

がましん各支店にて開催中 ※8月は開催しません。

時間は
1回の相談につき60分
とさせていただきます。



予約制のため、最寄りの店舗、または本部(業務推進部)へお問い合わせください。
開催日・予約状況は、当庫ホームページにて確認できます。

年金新規受取、
年金請求、受取金額に
ついてのご相談

年金相談

年金相談担当者(社会保険労務士)が
年金に関する疑問にお答えします。

◆平日 9:00～15:00

◆日曜日 10:00～16:00

がましん各支店にて開催中



時間は
1回の相談
につき45分
とさせて
いただきます。

平日・日曜日とも予約制となります。申込については、最寄りの
店舗、または本部(業務推進部)へお問い合わせください。
開催日・予約状況は、当庫ホームページにて確認できます。

休日相談プラザ

ローン相談

住宅ローン(新築・借換など)、
各種個人ローン、カードローン

国債・投資信託 生命保険

預かり資産等の資産運用相談

不動産活用

資産活用相談

開支店

〒441-8151 豊橋市曙町字淵点145

☎0532-46-7281

毎週日曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

※12:00～13:00昼休み

※但し、1月と5月の第1日曜日、12月31日は除きます。

予約制のため、最寄りの店舗、または本部(業務推進部)へ
お問い合わせください。
開催日・予約状況は、当庫ホームページにて確認できます。

詳しくは各支店、または本部(業務推進部)へお問い合わせください。 ☎ 0533-69-6302



地元とともに――

蒲郡信用金庫

がましん

検索

<https://www.gamashin.co.jp/>

承認番号 02-398

資料編

貸借対照表

損益計算書・剰余金処分計算書

経営指標

預金業務

融資業務

証券・その他の業務

時価情報等

連結決算

自己資本の充実の状況等について

各種リスク管理態勢について

信用金庫法施行規則に基づく
ディスクロージャー項目

用語のご説明

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科 目		2020年3月末	2021年3月末
（資産の部）			
①	現金	16,862	10,904
	預け金	319,298	360,174
②	買入金銭債権	280	275
③	有価証券	491,963	549,749
	国債	52,466	79,916
	地方債	92,914	101,546
	社債	326,306	350,176
	株式	2,777	2,584
	その他の証券	17,498	15,525
	貸出金	587,738	611,958
	割引手形	3,758	2,397
	手形貸付	51,859	44,862
	証書貸付	494,997	531,338
	当座貸越	37,123	33,359
	外国為替	274	413
	外国他店預け	274	402
	取立外国為替	—	11
	その他資産	6,747	6,601
④	未決済為替貸	378	348
	信金中金出資金	4,870	4,870
	未収収益	1,202	1,104
	金融派生商品	39	40
	その他の資産	256	236
	有形固定資産	13,553	13,764
⑤	建物	7,319	7,766
	土地	5,178	5,062
	建設仮勘定	58	6
	その他の有形固定資産	997	928
⑥	無形固定資産	130	104
	ソフトウェア	71	72
	その他の無形固定資産	59	31
⑦	前払年金費用	228	261
⑧	債務保証見返	1,517	1,309
⑨	貸倒引当金	△ 3,445	△ 4,037
	（うち個別貸倒引当金）	（△ 2,664）	（△ 3,061）
資産の部合計		1,435,149	1,551,479

①「預け金」とは…

他の金融機関に預けた預金のことです。
主に信金中央金庫の定期預金、普通預金のことです。

②「買入金銭債権」とは…

貸付債権などを流動化した信託受益権などの金銭債権を購入したものです。

③「未収収益」とは…

決算により計上した貸出金の未収利息や預け金及び有価証券の未収利息・配当金などです。

④「建設仮勘定」とは…

事業用の建物等を取得するために支払った内金等を工事完成までの間、経過的に処理したものです。

⑤「前払年金費用」とは…

職員の将来の退職金の支払いに充てるために信託銀行などに積み立てられている資産の額が、企業年金制度にかかる退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える部分です。

⑥「債務保証見返」とは…

お取引先の債務を保証した場合などに、そのお取引先に対する求償権をあらわしており、負債の「債務保証」と同額です。

⑦「貸倒引当金」とは…

貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失などに備え、予め積み立てたものです。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目		2020年3月末	2021年3月末
（負債の部）			
①	預金積金	1,296,060	1,360,874
	当座預金	45,154	48,708
	普通預金	467,464	543,390
	貯蓄預金	4,404	4,528
	通知預金	5,211	1,893
	定期預金	713,815	700,751
	定期積金	48,940	50,076
	その他の預金	11,068	11,525
	借入金	44,400	97,400
	借入金	44,400	97,400
	外国為替	23	16
	売渡外国為替	23	16
	その他負債	2,965	2,809
	未決済為替借	459	455
	未払費用	486	489
	給付補填備金	37	44
	未払法人税等	692	470
	前受収益	247	266
	払戻未済金	8	6
	払戻未済持分	17	13
	職員預り金	717	791
	金融派生商品	33	38
	その他の負債	264	232
②	賞与引当金	562	531
	役員賞与引当金	26	27
	退職給付引当金	188	54
③	役員退職慰労引当金	185	211
	偶発損失引当金	244	250
④	睡眠預金払戻損失引当金	24	24
	繰延税金負債	1,094	214
⑤	債務保証	1,517	1,309
	負債の部合計	1,347,293	1,463,723

科 目		2020年3月末	2021年3月末
（純資産の部）			
⑥	出資金	875	867
	普通出資金	875	867
	利益剰余金	80,375	82,155
	利益準備金	888	875
	その他利益剰余金	79,487	81,280
	特別積立金	76,400	78,400
	当期末処分剰余金	3,087	2,880
	処分未済持分	—	△ 0
	会員勘定合計	81,251	83,023
	その他有価証券評価差額金	6,604	4,732
⑦	評価・換算差額等合計	6,604	4,732
	純資産の部合計	87,856	87,756
	負債及び純資産の部合計	1,435,149	1,551,479

①「借入金」とは…

他の金融機関等から資金の融資を受けた場合に計上する勘定であり、日本銀行から貸出支援基金の運営として行う資金供給制度に基づく借入金です。当金庫では「成長事業応援ファンド」としてご融資しております。

②「未払費用」とは…

期末において未だ現実には支払っていないものの、当然その期に負担すべき費用であり、主に預金の未払利息が該当します。

③「給付補填備金」とは…

定期積金において初回掛けこみから期末までに発生した給付補填金（利息相当分）の所要額を留保したものであり、預金の未払利息に相当します。

④「未払法人税等」とは…

決算事務において計算した当期の法人税・住民税・事業税を納付期限までの間、留保しているものです。

⑤「退職給付引当金」とは…

職員の将来の退職金の支払いに充てるため、外部の信託銀行などに積み立てているものを控除した額となっています。

⑥「偶発損失引当金」とは…

信用保証協会との責任共有制度開始に伴い、将来の負担金支払いを見込んで予め積み立てたものです。

⑦「繰延税金負債」とは…

企業会計と税務との差（税効果会計）を調整する科目であり、計算上将来支払が見込まれる税金相当額です。

⑧「債務保証」とは…

お取引先の債務の保証や信金中央金庫などの代理貸付に伴って行われる保証などであり、同額の「債務保証見返」を資産勘定に計上しております。

⑨「純資産の部」とは…

信用金庫の自己資本を処理する諸科目の総括勘定であり、「会員勘定合計」と「評価・換算差額等合計」から成り立っています。

⑩「利益準備金」とは…

信用金庫法で毎事業年度の剰余金のうちから出資金総額に達するまで一定割合を積み立てることが義務付けられており、これによる準備金を処理する勘定です。

⑪「特別積立金」とは…

法律の規定によって積立てをするものではなく、総代会の決議によって剰余金の中から任意に積立てる積立金のことです。

⑫「その他有価証券評価差額金」とは…

有価証券のうちその他有価証券の含み益につきまして、税効果相当額を控除した額のことです。

■ 損益計算書 その1

(単位：千円)

科 目		2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
	経常収益	16,323,870	14,890,829
①	資金運用収益	11,702,048	11,923,417
	貸出金利息	6,263,933	6,419,308
	預け金利息	407,111	375,272
	有価証券利息配当金	4,906,961	5,005,959
②	その他の受入利息	124,041	122,877
③	役務取引等収益	1,341,141	1,373,374
	受入為替手数料	615,067	591,814
	その他の役務収益	726,074	781,559
	その他業務収益	2,995,422	1,425,484
	外国為替売買益	40,676	25,730
	国債等債券売却益	2,785,713	1,248,564
④	その他の業務収益	169,033	151,188
	その他経常収益	285,257	168,553
	貸倒引当金戻入益	27,681	—
	償却債権取立益	37,282	18,320
	株式等売却益	144,191	130,225
	その他の経常収益	76,101	20,007
	経常費用	13,283,021	12,480,594
⑤	資金調達費用	356,078	269,873
	預金利息	329,555	245,831
	給付補填備金繰入額	22,208	19,914
⑥	金利スワップ支払利息	634	181
	その他の支払利息	3,679	3,945
⑦	役務取引等費用	901,525	858,895
	支払為替手数料	120,724	114,329
	その他の役務費用	780,801	744,565
	その他業務費用	1,399,122	682,428
	国債等債券売却損	1,397,312	681,839
	その他の業務費用	1,809	589
	経費	9,715,166	9,474,102
	人件費	5,969,165	5,839,841
	物件費	3,593,487	3,427,615
	税金	152,514	206,645
	その他経常費用	911,127	1,195,295
⑧	貸倒引当金繰入額	—	760,891
⑨	貸出金償却	31,506	204,071
	株式等売却損	174,598	92,230
⑩	株式等償却	606,436	254
	その他資産償却	271	259
	その他の経常費用	98,315	137,588
	経常利益	3,040,848	2,410,235

①「資金運用収益」とは…

当金庫が資金を運用して得た利息収益であり、貸出金の利息や有価証券の利息・配当金などが該当します。

②「その他の受入利息」とは…

資産勘定から生じる受入利息であり、主なものとして「信金中金出資金」勘定の出資配当金や外国為替関連の受入利息などが該当します。

③「役務取引等収益」とは…

お客さまに対する各種サービスの手数料が該当します。主なものは、送金や代金取立等の為替業務に基づく「受入為替手数料」や為替業務以外の代理貸付手数料や口座振替手数料、投資信託・保険の窓販などに伴う「その他の役務収益」から成っています。

④「その他の業務収益」とは…

特定の受入勘定がないものであり、団体信用生命保険の配当金などが該当します。

⑤「資金調達費用」とは…

当金庫が資金を調達するために支払った費用であり、大半は預金利息です。

⑥「金利スワップ支払利息」とは…

同じ種類の通貨で異なる種類の金利（固定金利と変動金利など）を取引の当事者間で交換する取引によって生じた支払利息をいいます。

⑦「役務取引等費用」とは…

お客さまにサービスを提供する一環として、他機関などから受ける役務の対価として支払う手数料のことです。

⑧「貸倒引当金繰入額」とは…

一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の繰入額の合計額であり、貸倒見込額を一定の基準に基づき算出し繰り入れます。

⑨「貸出金償却」とは…

回収見込みのない貸出金などを貸倒れ処理したものであり、貸出金を直接減額するため、直接償却と呼ばれております。

⑩「株式等償却」とは…

決算期末において、所有株式等の時価評価額が帳簿価額より著しく下落した場合に、その差額を損失として計上するものです。

■ 損益計算書 その2

(単位：千円)

科 目		2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
①	特別利益	6,156	45,034
	固定資産処分益	6,156	45,034
	特別損失	66,352	80,456
	固定資産処分損	66,352	41,885
	減損損失	—	38,570
	税引前当期純利益	2,980,652	2,374,813
	法人税、住民税及び事業税	873,323	641,337
	法人税等調整額	56,559	△ 81,568
	法人税等合計	929,882	559,769
	当期純利益	2,050,770	1,815,044
	繰越金（当期首残高）	1,036,695	1,065,102
	当期末処分剰余金	3,087,465	2,880,146

①「法人税等調整額」とは・・・

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額のことです。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目		2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
	当期末処分剰余金	3,087,465	2,880,146
	繰越金（当期首残高）	1,036,695	1,065,102
	当期純利益	2,050,770	1,815,044
	利益準備金取崩額	12,660	7,632
	計	3,100,125	2,887,778
	剰余金処分額	2,035,023	1,834,649
	普通出資に対する配当金	35,023	34,649
	（配当率）	（4%）	（4%）
	特別積立金	2,000,000	1,800,000
	繰越金（当期末残高）	1,065,102	1,053,129

当金庫は信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人による会計監査を受けており、今年度についても監査の結果、適正・適法である旨の報告を受けております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、財務諸表という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月24日

蒲郡信用金庫

理事長 竹田 知史

貸借対照表の注記事項 (2021年3月期)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は482百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | ：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | ：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理 |
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）
- 0.79%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金142百万円を費用処理しております。

- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|----------|
| 貸倒引当金（貸出金に係るもの） | 3,968百万円 |
|-----------------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額24百万円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は残高がありません。
19. 子会社等の株式の総額 27百万円
20. 子会社等に対する金銭債権総額 860百万円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 348百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 7,888百万円
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は18,541百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は425百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,042百万円であります。
- なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,397百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 121,047百万円
預け金 855百万円
保証金 1百万円

担保資産に対応する債務

預 金 13,358百万円
借入金 97,400百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円、手形交換取引の担保として保証金2百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は95百万円であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は165百万円であります。

30. 出資1口当たりの純資産額 50,572円34銭

31. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には為替変動リスクヘッジの一環で行っている為替予約・通貨スワップがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・保全不足限度額、大口与信管理、融資ポートフォリオ管理、信用リスク量の計測、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、的確に把握し厳正に管理するため、ALMに関する各種要領等を制定し、これらの要領等に基づき、リスク管理を行っております。金利リスクの管理方法については、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、マチュリティラダー分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、これらについては定期的にリスク管理委員会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、日々の為替リスク・ポジションを管理し、為替予約を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「市場リスク管理要領」に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式のうち事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替持高（為替リスク回避）管理マニュアル等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「[信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項]」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、47,494百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

32. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	360,174	360,637	462
(2) 有価証券	535,781	535,785	4
満期保有目的の債券	165	169	4
その他有価証券	535,616	535,616	—
(3) 貸出金	611,958	—	—
貸倒引当金（*1）	△3,968	—	—
	607,990	620,775	12,785
金融資産計	1,503,946	1,517,198	13,252
(1) 預金積金	1,360,874	1,361,346	472
(2) 借入金	97,400	97,470	70
金融負債計	1,458,274	1,458,816	542
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	2	2	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。また、市場価格がない投資信託は、貸借対照表計上額を時価としております。

自金庫保証付私募債は、各利払時期におけるキャッシュ・フローをその時期に応じたディスカウントファクターで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33. から35. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

なお、残存期間が短期間（1年以内）の貸出金（証書貸出を除く）は貸出金計上額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (2) 借入金
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- デリバティブ取引
デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ）があります。割引現在価値等により算出した価額によっております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	20
関連法人等株式（＊1）	7
非上場株式（＊1）（＊2）	204
組合出資金（＊3）	156
投資信託（＊4）	13,578
合計	13,967

- (＊1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (＊2) 当事業年度において、非上場株式について0.2百万円減損処理を行っております。
- (＊3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (＊4) 投資信託のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（＊1）	77,638	213,500	－	7,000
有価証券	58,305	147,298	135,985	181,600
満期保有目的の債券	10	55	100	－
その他有価証券のうち満期があるもの	58,295	147,243	135,885	181,600
貸出金（＊2）	98,794	163,266	135,291	179,599
合計	234,737	524,064	271,276	368,199

- (＊1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。
- (＊2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、延滞している債権、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	1,172,295	188,096	19	461
借入金	14,100	83,300	－	－
合計	1,186,395	271,396	19	461

- (＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、35. まで同様であります。

- 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	165	169	4
	小計	165	169	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	－	－	－
	小計	－	－	－
	合計	165	169	4

- その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,081	1,336	744
	債券	335,101	325,144	9,956
	国債	40,434	37,715	2,718
	地方債	83,130	81,291	1,838
	社債	211,536	206,137	5,399
	その他	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	337,183	326,481	10,701
	株式	270	282	△12
	債券	196,373	199,958	△3,584
	国債	39,482	39,679	△197
	地方債	18,416	18,782	△366
	社債	138,474	141,495	△3,020
	その他	1,790	2,406	△615
	小計	198,433	202,646	△4,212
	合計	535,616	529,128	6,488

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,603	128	91
債券	14,126	1,248	－
国債	－	－	－
地方債	3,065	363	－
社債	11,060	884	－
その他	2,176	1	682
合計	17,906	1,378	774

35. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価が取得原価に比べ30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたっては、時価のある銘柄は、決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度を考慮の上、時価の回復可能性があると認められる銘柄を除き減損処理しております。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,163百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが39,304百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	579百万円
退職給付引当金	561
土地減損損失	116
賞与引当金	167
その他	411
繰延税金資産小計	1,836
評価性引当金	△223
繰延税金資産合計	1,612
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,755
前払年金費用	71
繰延税金負債合計	1,826
繰延税金負債の純額	214

38. 表示方法の変更

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（令和2年3月31日）を当事業年度から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

損益計算書の注記事項（2021年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 ー千円
- 子会社との取引による費用総額 6,600千円
- 出資1口当りの当期純利益額 1,038円82銭
- 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	土地	建物	減損損失
豊橋市内	営業用店舗	1ヵ店	有形固定資産	38,570	－
合計				38,570	－

営業用店舗については、営業店（本店営業部、各支店（出張所含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグループの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業用店舗1ヵ店を廃店することを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額38,570千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成26年5月1日一部改正）等に基づき算定しております。

役職員の報酬体系の情報開示について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金等」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において協議により決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金等】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。（役員の分掌変更の場合には、最終退任時に支払う場合もあります。）また、退職功労金として理事会の決定により退職慰労金の一定の範囲内で支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金等の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	280

(注) ①対象役員に該当する理事は12名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

②上記の内訳は、「基本報酬」218百万円、「賞与」25百万円、「退職慰労金等」36百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金等」は、当年度中に支払った退職慰労金等（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額に、退職功労金の支給があった場合はこの分を加算しております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

③「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

④2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

■ 直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,723	15,192	16,035	16,323	14,890
経常利益	2,943	3,025	3,096	3,040	2,410
当期純利益	1,934	2,198	2,199	2,050	1,815
出資総額 (出資総口数)	916 (1,832,487口)	906 (1,813,955口)	888 (1,776,567口)	875 (1,751,247口)	867 (1,735,982口)
純資産額	89,881	90,578	91,870	87,856	87,756
総資産額	1,364,849	1,416,443	1,426,416	1,435,149	1,551,479
預金積金残高	1,199,044	1,247,196	1,270,592	1,296,060	1,360,874
貸出金残高	574,199	586,020	593,067	587,738	611,958
有価証券残高	492,541	505,842	485,958	491,963	549,749
単体自己資本比率	14.82%	14.59%	14.34%	13.89%	14.22%
出資に対する配当金 (出資1口当り)	36 (19円)	54 (29円)	35 (19円)	35 (19円)	34 (19円)
役員数	16人	16人	16人	16人	17人
うち常勤役員数	13人	13人	13人	12人	13人
職員数	817人	797人	816人	814人	810人
会員数	53,269人	52,813人	51,813人	51,334人	51,403人

■ 利益率

(単位：％)

	2018年度	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.21	0.21	0.16
総資産当期純利益率	0.15	0.14	0.12

注記

総資産経常

$$(\text{当期純})\text{利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$$

この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にROA (Return On Asset の略) といわれております。

■ 利 鞘

(単位：％)

	2018年度	2019年度	2020年度
資金運用利回	0.88	0.85	0.82
資金調達原価率	0.79	0.75	0.69
総資金利鞘	0.09	0.09	0.12

注記

総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

この比率は運用資金全体の収益力をみる指標です。

■ 業務粗利益

(単位：百万円、％)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
業務純益	2,728	2,886	3,850	3,737	3,335
業務粗利益	12,781	12,628	13,757	13,381	12,911
資金運用収支 (資金利益)	12,163	11,888	11,684	11,345	11,653
役務取引等収支	396	342	387	439	514
その他業務収支	221	397	1,684	1,596	743
業務粗利益率	0.99	0.94	0.99	0.97	0.88

注記

1. 業務純益＝業務粗利益－(経費＋一般貸倒引当金の純繰入額)

業務純益は金融機関の基本的な業務に係わる利益概念で、一般企業の営業利益にあたるものです。

2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平残}} \times 100$ この比率は事業の収益性を示す指標です。

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
業務純益	3,737	3,335
実質業務純益	3,737	3,531
コア業務純益	2,348	2,964
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,348	2,524

注記

1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	1,375,607	11,702	0.85	1,454,016	11,923	0.82
うち貸出金	582,479	6,263	1.07	600,562	6,419	1.06
うち預け金	310,337	407	0.13	332,676	375	0.11
うち買入金銭債権	255	3	1.36	267	3	1.27
うち有価証券	477,343	4,906	1.02	515,204	5,005	0.97
資金調達勘定	1,318,229	356	0.02	1,395,218	269	0.01
うち預金積金	1,269,065	351	0.02	1,333,033	265	0.01
うち借入金	48,427	—	—	61,378	—	—

注記

1. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高（2019年度970百万円、2020年度1,585百万円）を控除しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 75	△ 495	△ 571	666	△ 445	221
うち貸出金	△ 23	△ 167	△ 190	193	△ 38	155
うち預け金	6	△ 4	1	29	△ 60	△ 31
うち有価証券	△ 120	△ 259	△ 380	386	△ 287	98
うちその他	0	△ 1	△ 1	2	△ 4	△ 1
支払利息	3	△ 235	△ 232	15	△ 101	△ 86
うち預金積金	3	△ 235	△ 231	12	△ 98	△ 86
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちその他	0	0	0	0	0	0

注記

1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 経費の内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
人件費	5,969	5,839
報酬給料手当	4,731	5,141
その他	1,237	698
物件費	3,593	3,427
事務費	1,420	1,527
うち旅費・交通費	11	3
通信費	108	113
事務機械賃借料	139	146
事務委託費	858	908
固定資産費	505	542
うち土地建物賃借料	51	47
保安全管理費	305	311
事業費	262	196
うち広告宣伝費	119	102
人事厚生費	219	145
減価償却費	771	609
その他（預金保険料）	413	405
税金	152	206
合計	9,715	9,474

預金業務

■ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	500,093	39.4	572,754	42.9
定期性預金	763,028	60.1	754,075	56.5
その他	3,652	0.2	3,639	0.2
外貨預金	2,291	0.1	2,563	0.1
計	1,269,065	100.0	1,333,033	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,269,065	100.0	1,333,033	100.0

- 注記 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. その他＝別段預金＋納税準備預金
 4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 定期預金残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
定期預金	713,815	100.0	700,751	100.0
固定金利定期預金	713,410	99.9	700,383	99.9
変動金利定期預金	404	0.0	367	0.0
その他定期預金	0	0.0	0	0.0

- 注記 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他定期預金：規制金利の一般定期と期日指定定期預金の合計

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	1,000,559	77.2	1,046,708	76.9
一般法人	245,732	18.9	271,587	19.9
金融機関	5,334	0.4	2,381	0.1
公金	44,433	3.4	40,197	2.9
合計	1,296,060	100.0	1,360,874	100.0

- 注記 個人の預金残高は、毎年着実に増加しており、2020年度は前期比461億円（4.61%）増加しました。

■ 1店舗当り預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金	28,801	30,928

- 注記 店舗には出張所を含んでおりません。

■ 職員1人当り預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金	1,592	1,680

融資業務

■ 貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

		2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
割引手形	未残	3,758	0.6	2,397	0.3
	平残	3,728	0.6	2,549	0.4
手形貸付	未残	51,859	8.8	44,862	7.3
	平残	48,940	8.4	47,481	7.9
証書貸付	未残	494,997	84.2	531,338	86.8
	平残	498,298	85.5	517,458	86.1
当座貸越	未残	37,123	6.3	33,359	5.4
	平残	31,512	5.4	33,073	5.5
合計	未残	587,738	100.0	611,958	100.0
	平残	582,479	100.0	600,562	100.0

注記 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 固定金利及び変動金利の貸出金残高

(単位：百万円、%)

		2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出		321,666	54.7	343,451	56.1
変動金利貸出		266,072	45.2	268,507	43.8
合計		587,738	100.0	611,958	100.0

■ 1店舗当り貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金	13,060	13,908

注記 店舗には出張所を含んでおりません。

■ 職員1人当り貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金	722	755

■ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

		2019年度		2020年度	
		金額	構成比	金額	構成比
設備資金		306,142	52.0	303,433	49.5
運転資金		281,595	47.9	308,523	50.4
合計		587,738	100.0	611,958	100.0

■ 預貸率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末	45.34	44.96
期中平均	45.89	45.05

注記 1. 預貸率＝貸出金÷（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 預証率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期末	37.95	40.39
期中平均	37.61	38.64

注記 1. 預証率＝有価証券÷（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当金庫預金積金	8,096	1.3	6,913	1.1
有価証券	217	0.0	194	0.0
動産	572	0.1	243	0.0
不動産	150,378	25.5	145,666	23.8
その他	1,600	0.2	627	0.1
計	160,865	27.3	153,645	25.1
信用保証協会・信用保険	97,025	16.5	140,929	23.0
保証	224,727	38.2	214,273	35.0
信用	105,119	17.8	103,109	16.8
合計	587,738	100.0	611,958	100.0

■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当金庫預金積金	62	4.0	2	0.1
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	243	16.0	220	16.8
その他	—	—	—	—
計	305	20.1	222	16.9
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	450	29.7	440	33.6
信用	760	50.1	646	49.3
合計	1,517	100.0	1,309	100.0

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
消費者ローン	6,541	6,271
住宅ローン	127,327	127,330

■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
信金中央金庫	120	2.0	78	1.4
日本政策金融公庫 国民生活事業（*）	—	—	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	4,172	69.5	3,740	68.4
日本政策金融公庫 中小企業事業（*）	—	—	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	543	9.0	463	8.4
日本政策金融公庫 農林水産事業（*）	1,102	18.3	1,124	20.5
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	63	1.0	56	1.0
合計	6,000	100.0	5,463	100.0

（*）2008年10月に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫は、日本政策金融公庫に統合されました。

その結果、旧国民生活金融公庫の実績は日本政策金融公庫の国民生活事業の欄をご覧ください。

同様に、旧中小企業金融公庫は日本政策金融公庫の中小企業事業の欄に、

旧農林漁業金融公庫は日本政策金融公庫の農林水産事業の欄に表記しております。

■ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	1,047	65,494	11.1	1,100	73,473	12.0
農業、林業	144	3,241	0.5	146	3,126	0.5
漁業	23	466	0.0	23	346	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	6	499	0.0	6	291	0.0
建設業	1,154	33,803	5.7	1,275	40,270	6.5
電気・ガス・熱供給・水道業	26	1,959	0.3	30	3,384	0.5
情報通信業	15	333	0.0	20	465	0.0
運輸業、郵便業	186	10,362	1.7	195	11,951	1.9
卸売業、小売業	974	44,641	7.5	1,060	50,366	8.2
金融業、保険業	50	43,756	7.4	52	43,116	7.0
不動産業	1,263	111,035	18.8	1,290	109,551	17.9
物品賃貸業	11	1,718	0.2	12	1,701	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	117	3,944	0.6	133	5,751	0.9
宿泊業	11	1,844	0.3	13	1,922	0.3
飲食業	361	6,340	1.0	404	7,988	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	206	12,702	2.1	231	15,564	2.5
教育、学習支援業	34	4,129	0.7	39	4,309	0.7
医療、福祉	248	17,590	2.9	260	18,139	2.9
その他のサービス	729	18,401	3.1	762	20,869	3.4
小計	6,605	382,266	65.0	7,051	412,590	67.4
地方公共団体	13	38,059	6.4	13	34,721	5.6
個人	21,120	167,412	28.4	19,666	164,645	26.9
合計	27,738	587,738	100.0	26,730	611,958	100.0

- 注記** 1. 当座貸越を含んでおります。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 構成比は単位未満を切り捨てております。
4. 国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めております。

■ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	1,179	780	—	1,179	780
	2020年度	780	976	—	780	976
個別貸倒引当金	2019年度	2,553	2,664	259	2,293	2,664
	2020年度	2,664	3,061	168	2,495	3,061
合計	2019年度	3,733	3,445	259	3,473	3,445
	2020年度	3,445	4,037	168	3,276	4,037

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金償却額	31	204

証券・その他の業務

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国債	58,815	12.3	58,489	11.4
地方債	102,102	21.4	98,793	19.2
社債	290,562	60.9	337,202	65.5
株式	3,743	0.8	2,482	0.5
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	22,118	4.6	18,236	3.4
合計	477,343	100.0	515,204	100.0

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

2019年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国債	11,610	17,343	5,149	—	—	18,362	—	52,466
地方債	6,094	43,505	30,520	660	1,089	11,043	—	92,914
社債	18,626	54,964	49,341	12,595	103,356	87,422	—	326,306
株式	—	—	—	—	—	—	2,777	2,777
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	2	—	—	16	146	—	17,333	17,498
2020年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国債	10,053	8,120	4,094	—	—	57,648	—	79,916
地方債	16,924	53,465	3,063	977	754	26,361	—	101,546
社債	31,676	62,366	18,674	30,388	106,170	100,900	—	350,176
株式	—	—	—	—	—	—	2,584	2,584
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	14	—	142	—	15,368	15,525

■ 外国為替取扱実績

(単位：件、千米ドル)

	2019年度		2020年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貿易	2,606	102,518	2,196	85,235
輸出	730	33,615	553	29,090
輸入	1,876	68,903	1,643	56,144
貿易外	3,062	39,391	2,996	35,713
受取	345	18,311	242	16,427
支払	2,717	21,080	2,754	19,286
両替	286	304	52	67
合計	5,954	142,213	5,244	121,017

■ 外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	2019年度	2020年度
外貨建資産残高	16,975	17,668

■ 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
公共債引受	103	—
国債	—	—
地方債	—	—
政保債	103	—
公共債窓販実績	72	114

■ 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

	2019年度		2020年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
仕向為替	2,236	1,418,114	2,245	1,514,010
送金・振込	2,143	1,215,306	2,166	1,326,896
代金取立	92	202,808	79	187,114
被仕向為替	2,696	1,639,760	2,758	1,733,548
送金・振込	2,612	1,463,542	2,689	1,577,969
代金取立	83	176,217	68	155,579
合計	4,933	3,057,875	5,003	3,247,559

時価情報等

■ 有価証券

1. 売買目的有価証券 該当ありません。
2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	225	225	0	165	169	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	—	—	—	—	—	—
合計		225	225	0	165	169	4

注記 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	714	266	448	2,081	1,336	744
	債券	351,344	338,120	13,224	335,101	325,144	9,956
	国債	52,466	49,235	3,230	40,434	37,715	2,718
	地方債	92,914	90,068	2,846	83,130	81,291	1,838
	社債	205,963	198,816	7,147	211,536	206,137	5,399
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	352,059	338,386	13,672	337,183	326,481	10,701
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,724	2,107	△ 383	270	282	△ 12
	債券	120,118	122,812	△ 2,694	196,373	199,958	△ 3,584
	国債	—	—	—	39,482	39,679	△ 197
	地方債	—	—	—	18,416	18,782	△ 366
	社債	120,118	122,812	△ 2,694	138,474	141,495	△ 3,020
	その他	3,826	5,262	△ 1,436	1,790	2,406	△ 615
	小計	125,669	130,183	△ 4,513	198,433	202,646	△ 4,212
合計		477,728	468,569	9,159	535,616	529,128	6,488

注記 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年度 貸借対照表計上額	2020年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	20	20
関連法人等株式	7	7
非上場株式	310	204
組合出資金 ※1	164	156
投資信託	13,507	13,578
合計	14,010	13,967

注記 ※1 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

■ 金銭の信託

1. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
2. 運用目的の金銭の信託並びにその他の金銭の信託 該当ありません。

■ デリバティブ取引

1. 金利関連取引 該当ありません。
2. 通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	為替予約	2019年度				2020年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	売建	1,061	13	1,104	△ 43	680	0	718	△ 38
	買建	986	—	1,024	38	678	0	718	40

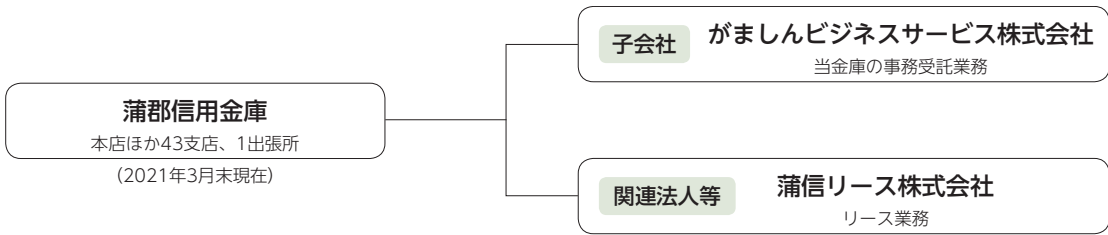
注記 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しておりますが、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので、当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定につきましては、割引現在価値等により算定しております。
3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引 4. 債券関連取引 5. 商品関連取引 6. クレジットデリバティブ取引 いずれも該当ありません。

連結決算

■ 主要な事業の内容及び組織の構成

蒲郡信用金庫グループは、当金庫、子会社1社、関連法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。



■ 子会社等の概要

2021年3月末現在

名 称	がましんビジネスサービス株式会社	蒲信リース株式会社
所在地	蒲郡市神明町4番25号 TEL.0533-68-1451	蒲郡市神明町2番1号 TEL.0533-67-7161
資本金	20百万円	50百万円
事業の内容	帳票類の保存業務、用度品の管理・配送業務等	リース業務
設立年月日	1986年10月1日	1984年7月10日
当金庫の議決権比率	100%	19.5%
子会社等の議決権比率	0%	0%

■ 事業概況

● がましんビジネスサービス (株)

2019年10月より蒲郡信用金庫へ業務を移管したため、2020年度の売上高はゼロとなっております。なお、当社については2021年3月31日をもって解散し、清算手続中であります。

● 蒲信リース (株)

2020年度については、コロナ禍の影響により、売上高は前期比△73,897千円の1,279,014千円、経常利益は破産配当等があり、前期比+2,686千円の49,466千円となり、当期純利益は前期比+496千円の39,625千円となりました。

■ 主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
連結経常収益	15,728	15,191	16,035	16,331	14,903
連結経常利益	2,958	3,034	3,103	3,048	2,413
親会社株主に帰属する当期純利益	1,947	2,205	2,205	2,057	1,816
連結純資産額	90,201	90,905	92,203	88,195	88,097
連結総資産額	1,365,102	1,416,697	1,426,675	1,435,413	1,551,749
連結自己資本比率	14.88%	14.64%	14.39%	13.94%	14.27%

■ 事業の種類別セグメント情報

連結グループは信用金庫業務以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

◎連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
(資産の部)		
現金及び預け金	336,160	371,079
買入金銭債権	280	275
有価証券	492,226	550,018
貸出金	587,738	611,958
外国為替	274	413
その他資産	6,747	6,602
有形固定資産	13,553	13,764
無形固定資産	130	104
退職給付に係る資産	228	261
債務保証見返	1,517	1,309
貸倒引当金	△ 3,445	△ 4,037
資産の部合計	1,435,413	1,551,749

(単位：百万円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
(負債の部)		
預金積金	1,295,982	1,360,802
借入金	44,400	97,400
外国為替	23	16
その他負債	2,966	2,809
賞与引当金	562	531
役員賞与引当金	26	27
退職給付に係る負債	188	54
役員退職慰労引当金	186	211
偶発損失引当金	244	250
睡眠預金払戻損失引当金	24	24
繰延税金負債	1,093	214
債務保証	1,517	1,309
負債の部合計	1,347,217	1,463,651
(純資産の部)		
出資金	875	867
利益剰余金	80,715	82,497
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	81,590	83,364
その他有価証券評価差額金	6,604	4,732
評価・換算差額等合計	6,604	4,732
純資産の部合計	88,195	88,097
負債及び純資産の部合計	1,435,413	1,551,749

◎連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
経常収益	16,331	14,903
資金運用収益	11,701	11,923
貸出金利息	6,263	6,419
預け金利息	407	375
有価証券利息配当金	4,906	5,005
その他の受入利息	124	122
役務取引等収益	1,341	1,373
その他業務収益	2,995	1,425
その他経常収益	293	181
貸倒引当金戻入益	27	—
償却債権取立益	37	18
その他の経常収益	228	163
経常費用	13,282	12,490
資金調達費用	356	269
預金利息	329	245
給付補填備金繰入額	22	19
その他の支払利息	4	4
役務取引等費用	901	858
その他業務費用	1,399	682
経費	9,714	9,483
その他経常費用	911	1,195
貸出金償却	31	204
貸倒引当金繰入額	—	760
その他の経常費用	879	230
経常利益	3,048	2,413

(単位：百万円)

科 目	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
特別利益	6	45
固定資産処分益	6	45
特別損失	66	80
固定資産処分損	66	41
減損損失	—	38
その他の特別損失	—	0
税金等調整前当期純利益	2,988	2,377
法人税、住民税及び事業税	873	641
法人税等調整額	57	△ 81
法人税等合計	930	560
当期純利益	2,057	1,816
親会社株主に帰属する当期純利益	2,057	1,816

◎連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	78,693	80,715
利益剰余金増加高	2,057	1,820
親会社株主に帰属する当期純利益	2,057	1,820
利益剰余金減少高	35	39
親会社株主に帰属する当期純損失	—	3
配当金	35	35
利益剰余金期末残高	80,715	82,497

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名：がましんビジネスサービス株式会社
(2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社
会社名：蒲信リース株式会社
(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 1社
4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
5. 連結調整勘定の償却に関する事項
該当ありません。
6. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項 (2021年3月期)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 6年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
6. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
7. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は482百万円であります。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
- 「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合【又は加入人数割合あるいは給与総額割合】（令和2年3月31日現在）
- 0.79%

- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金142百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
16. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金（貸出金に係るもの） 3,968百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「[債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し]は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変化等に、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合も、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 24百万円
18. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は、残高がありません。
19. 子会社等の株式の総額 296百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 7,888百万円
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は18,541百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は425百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,042百万円であります。

なお、21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,397百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	121,047百万円
預け金	855百万円
保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,358百万円
借入金	97,400百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円、手形交換取引の担保として保証金2百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は95百万円であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は165百万円であります。
28. 出資1口当たりの純資産額 50,748円7銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及そのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には為替変動リスクヘッジの一環で行っている為替予約・通貨スワップがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・保全不足限度額、大口与信管理、融資ポートフォリオ管理、信用リスク量の計測、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、的確に把握し厳正に管理するため、ALMに関する各種要領等を制定し、これらの要領等に基づき、リスク管理を行っております。金利リスクの管理方法については、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、マチュリティラダー分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、これらについては定期的にリスク管理委員会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、日々の為替リスク・ポジションを管理し、為替予約を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「市場リスク管理要領」に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式のうち事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替持高（為替リスク回避）管理マニュアル等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、47,494百万円減少するものと把握しております

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	360,174	360,637	462
(2) 有価証券	535,781	535,785	4
満期保有目的の債券	165	169	4
その他有価証券	535,616	535,616	—
(3) 貸出金	611,958	—	—
貸倒引当金（＊1）	△3,968	—	—
	607,990	620,775	12,785
金融資産計	1,503,946	1,517,198	13,252
(1) 預金積金	1,360,802	1,361,274	472
(2) 借入金	97,400	97,470	70
金融負債計	1,458,202	1,458,744	542
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	2	2	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、各利払時期におけるキャッシュ・フローをその時期に応じたディスカウントファクターで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。

なお、残存期間が短期間（1年以内）の貸出金（証書貸出を除く）は貸出金計上額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ）があります。割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	204
組合出資金（＊3）	156
投資信託（＊4）	13,578
合計	13,939

(＊1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 当事業年度において、非上場株式について0.2百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(＊4) 投資信託のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（＊1）	77,638	213,500	－	7,000
有価証券	58,305	147,298	135,985	181,600
満期保有目的の債券	10	55	100	－
その他有価証券のうち満期があるもの	58,295	147,243	135,885	181,600
貸出金（＊2）	98,794	163,266	135,291	179,599
合計	234,737	524,064	271,276	368,199

(＊1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(＊2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、延滞している債権、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	1,172,224	188,096	19	461
借入金	14,100	83,300	－	－
合計	1,186,324	271,396	19	461

(＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結 貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	165	169	4
	小計	165	169	4
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	－	－	－
	小計	－	－	－
	合計	165	169	4

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結 貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,081	1,336	744
	債券	335,101	325,144	9,956
	国債	40,434	37,715	2,718
	地方債	83,130	81,291	1,838
	社債	211,536	206,137	5,399
	その他	－	－	－
	小計	337,183	326,481	10,701
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	270	282	△12
	債券	196,373	199,958	△3,584
	国債	39,482	39,679	△197
	地方債	18,416	18,782	△366
	社債	138,474	141,495	△3,020
	その他	1,790	2,406	△615
	小計	198,433	202,646	△4,212
	合計	535,616	529,128	6,488

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,603	128	91
債券	14,126	1,248	－
国債	－	－	－
地方債	3,065	363	－
社債	11,060	884	－
その他	2,176	1	682
合計	17,906	1,378	774

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理はありません（非上場株式で0.2百万円のみ実施）。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価が取得原価に比べ30％以上下落したものとしております。

減損処理にあたっては、時価のある銘柄は、決算日における時価が取得原価に比べ50％以上下落した銘柄については全て減損処理を行い、30％以上50％未満の銘柄については、過去一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度を考慮の上、時価の回復可能性があると認められる銘柄を除き減損処理しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は45,163百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが39,304百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△4,717百万円
年金資産（時価）	5,805
未積立退職給付債務	1,087
未認識数理計算上の差異	△879
未認識過去勤務費用（債務の減額）	△1
連結貸借対照表計上額の純額	△206
退職給付に係る資産	△261
退職給付に係る負債	54

36. 表示方法の変更

企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（令和2年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

連結損益計算書の注記事項（2021年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益額 50,748円7銭
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

地域	主な用途	種類	土地	建物	減損損失
豊橋市内	営業用店舗 1カ店	有形固定資産	38,570	－	38,570
合計			38,570	－	38,570

営業用店舗については、営業店（本店営業部、各支店（出張所含む））毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグループの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

営業用店舗1カ店を廃店することを決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額38,570千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成26年5月1日一部改正）等に基づき算定しております。

自己資本の充実の状況等について

バーゼルⅢについて

バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している金融機関の自己資本比率や流動性比率等に関する国際統一基準のことで、1988年のバーゼルⅠ、2004年のバーゼルⅡに続いて、2008～2009年の世界的金融危機を契機として見直された新しい規制の枠組みのことで、2010年に公表されました。バーゼルⅢでは自己資本比率規制がさらに厳格になっており、2013年から段階的に適用され最終的に2027年に完全適用される予定です。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域の皆さまによる出資金および返済や利払い等の負担のない永年の収益の蓄積である「特別積立金」（単体）で占められています。（連結の場合は「利益剰余金」が該当します。）

2. 自己資本の構成に関する事項

(1) 自己資本の構成（単体）

（単位：百万円）

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	81,216	82,988
うち、出資金及び資本剰余金の額	875	867
うち、利益剰余金の額	80,375	82,155
うち、外部流出予定額（△）	35	34
うち、上記以外に該当するものの額	－	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	780	976
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	780	976
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	81,997	83,964
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	94	75
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	94	75
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	165	189
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	259	265
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	81,737	83,699
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセット*の額の合計額	564,784	565,055
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー*	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,540	23,509
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	588,324	588,565
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.89%	14.22%

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

- 注記** 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。

(2) 連結の範囲に関する事項

	会社数	会社名	事業内容等
連結される子会社等	1	がましんビジネスサービス（株）	帳票類の整理業務など
非連結の子会社等	該当ありません		
持分法適用の非連結の子会社等	1	蒲信リース（株）	リース業務
持分法非適用の非連結の子会社等	該当ありません		

(3) 自己資本の構成（連結）

（単位：百万円）

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	81,555	83,330
うち、出資金及び資本剰余金の額	875	867
うち、利益剰余金の額	80,715	82,497
うち、外部流出予定額（△）	35	34
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	780	976
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	780	976
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	82,336	84,306
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	94	75
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	94	75
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	165	189
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	259	265
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	82,077	84,040
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	565,048	565,325
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,539	23,508
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	588,588	588,834
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.94%	14.27

- 注記** 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。
2. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本の額は単体で836億円（連結では840億円）に達し、皆さまに安心してお取引いただける堅実経営の源泉になっています。また、自己資本比率は金融機関の財務の健全性をみるうえでの最も代表的な指標であります。当金庫の2021年3月期の自己資本比率は単体14.22%（連結14.27%）に達し、国内基準4%を大幅に上回り、経営の健全性・安全性を充分保持しております。

ポートフォリオ別の各エクスポージャーにつきましては、一分野に集中することなくリスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務活動を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画につきましては、貸出金計画に基づく利息収入や市場環境を踏まえた資金運用収益など実現性の高い計画に基づいて策定しております。

4. 自己資本の充実度に関する事項（単体）

（単位：百万円）

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	564,784	22,591	565,055	22,602
①標準的手法*が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	542,091	21,683	542,868	21,714
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	11,836	473	11,975	479
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,184	2,687	70,649	2,825
法人等向け	189,638	7,585	196,262	7,850
中小企業等向け及び個人向け	98,725	3,949	94,746	3,789
抵当権付住宅ローン	20,114	804	18,419	736
不動産取得等事業向け	116,124	4,644	112,990	4,519
3ヵ月以上延滞等	422	16	385	15
取立未済手形	75	3	69	2
信用保証協会等による保証付	2,989	119	3,078	123
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,035	121	1,920	76
出資等のエクスポージャー	3,035	121	1,920	76
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,944	1,277	32,369	1,294
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,870	194	4,870	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,898	155	4,103	164
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	20,800	832	21,020	840
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイト*のみなし計算が適用されるエクスポージャー	24,094	963	23,592	943
ルック・スルー方式	24,094	963	23,592	943
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	23	0	19	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,540	941	23,509	940
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	588,324	23,532	588,565	23,542

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

(連結)

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	565,048	22,601	565,325	22,613
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	542,355	21,694	543,138	21,725
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	11,836	473	11,975	479
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,184	2,687	70,649	2,825
法人等向け	189,638	7,585	196,262	7,850
中小企業等向け及び個人向け	98,725	3,949	94,746	3,789
抵当権付住宅ローン	20,114	804	18,419	736
不動産取得等事業向け	116,124	4,644	112,990	4,519
3ヵ月以上延滞等	422	16	385	15
取立未済手形	75	3	69	2
信用保証協会等による保証付	2,989	119	3,078	123
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,298	131	2,189	87
出資等のエクスポージャー	3,298	131	2,189	87
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	31,946	1,277	32,370	1,294
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,870	194	4,870	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,899	155	4,103	164
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	20,800	832	21,021	840
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	24,094	963	23,592	943
リスク・スルー方式	24,094	963	23,592	943
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	23	0	19	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	23,539	941	23,508	940
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+ロ）	588,588	23,543	588,834	23,553

注記

- 「所要自己資本額」とは、各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）で算出される額をいいます。
- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランズ取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- オペレーショナル・リスクは、当金庫は「基礎的手法*」を採用しています。算定方法は以下のとおり。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
（粗利益＝業務粗利益－債券損益5勘定戻＋役務取引等費用）
- 単体・連結総所要自己資本額＝単体・連結自己資本比率の分母の額×4%

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

各種リスク管理態勢について

【信用リスクに関する事項】

＜リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く＞

1. 信用リスクの管理方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の業況悪化や破綻等で融資等の回収が困難となることにより被るリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識し、「信用リスク管理要領」に基づき、与信業務の健全な運営を期して適正なリスクの把握と適切なリスク管理を行うことにより、資産の健全性を維持・確保することを基本方針としています。審査部門は営業推進部門とは明確に分離され、厳格に審査するほか、財務情報に定性情報を加味した企業格付を実施し、お取引先の状況把握、分析を行っています。貸倒引当金の計上基準は、資料編P.41「貸借対照表の注記事項」記載のとおりです。また、将来、予想される損失については、法令等に基づき適切な貸倒引当を行っています。なお、信用リスクの変動状況等は、リスク管理委員会等に適宜、報告される態勢となっています。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関*等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母相当額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産の種類ごとの掛け目のことです。当金庫は、自己資本比率の算出方法は、予め定められたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。この手法を採用する金融機関では、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分ごとに定められたリスク・ウェイトを使用します。当金庫では、保有資産について、次の3社の評価をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

国内債および本邦法人向けエクスポージャー（保証を含む）については、以下の2社の評価によるものとしています。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から可否を判断しており、担保・保証等に過度に依存しないようあくまでも補完的な位置づけとして、次の手法を採用しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

(1) 適格金融資産担保*

定期預金および定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額とします。なお、担保額は貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内とします。

(2) 貸出金と当金庫預金の相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供されていない預金の一部を信用リスク計算上相殺しています。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金および定期積金としています。また、信用リスク削減額は、貸出金の残存期間を上回る預金については、全額、下回る預金については、定められたルールに基づく調整率を乗じた額としています。

(3) 保証

国、地方公共団体等および適格格付機関の格付を有している法人等が保証している債権（保証されている部分に限る）について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

4. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(1) 単 体 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヵ月以上 延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バラン ス取引		債 券			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	1,451,306	1,645,106	635,730	731,421	461,862	525,939	570	414
国外	87	137	87	137	—	—	—	—
地域別合計	1,451,393	1,645,243	635,817	731,558	461,862	525,939	570	414
製造業	123,648	139,513	65,960	74,053	56,199	64,533	40	19
農業、林業	3,464	3,443	3,464	3,443	—	—	101	1
漁業	614	490	614	490	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	499	291	499	291	—	—	—	—
建設業	41,532	49,612	37,830	44,521	3,502	4,908	24	4
電気・ガス・熱供給・水道業	9,860	12,276	2,044	3,459	7,805	8,805	—	—
情報通信業	6,810	6,939	334	465	6,464	6,433	—	—
運輸業、郵便業	114,920	40,470	10,736	12,272	103,686	27,811	—	5
卸売業	42,864	45,027	27,286	29,274	15,349	15,523	5	37
小売業	23,330	27,763	18,302	22,032	5,002	5,677	4	0
金融業、保険業	471,548	436,903	43,915	43,265	102,745	28,131	4	2
不動産業	129,798	124,877	112,766	111,092	16,965	13,744	9	61
物品賃貸業	6,367	6,748	1,746	1,728	4,612	5,012	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,411	4,369	4,411	4,369	—	—	—	—
宿泊業	1,802	1,879	1,802	1,879	—	—	42	42
飲食業	7,160	8,842	7,160	8,842	—	—	5	4
生活関連サービス業、娯楽業	13,460	16,510	13,391	16,440	—	—	108	15
教育、学習支援業	4,155	4,332	4,155	4,332	—	—	—	—
医療・福祉	18,569	19,100	18,569	19,100	—	—	3	3
その他のサービス	20,340	22,977	20,336	22,973	—	—	72	3
国・地方公共団体等	224,698	498,777	85,170	153,420	139,528	345,356	—	—
個人・その他	181,533	174,094	155,318	153,805	—	—	145	214
業種別合計	1,451,393	1,645,243	635,817	731,558	461,862	525,939	570	414
1年以下	403,830	221,227	98,259	84,514	36,186	58,397		
1年超3年以下	143,805	368,329	29,049	32,487	113,899	122,185		
3年超5年以下	123,565	65,858	40,140	40,466	83,425	25,392		
5年超7年以下	56,542	79,060	43,319	48,158	13,223	30,901		
7年超10年以下	160,599	197,990	56,759	91,474	103,840	106,516		
10年超	434,187	502,666	317,891	313,115	111,285	182,545		
期間の定めのないもの	128,862	210,111	50,398	121,342	—	—		
残存期間別合計	1,451,393	1,645,243	635,817	731,558	461,862	525,939		

- 注記 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には組合出資金が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 連 結 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				3ヵ月以上 延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティ ブ以外のオフ・バラン ス取引		債 券			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	1,451,571	1,645,376	635,730	731,421	461,862	525,939	570	414
国外	87	137	87	137	—	—	—	—
地域別合計	1,451,658	1,645,514	635,817	731,558	461,862	525,939	570	414
製造業	123,648	139,513	65,960	74,053	56,199	64,533	40	19
農業、林業	3,464	3,443	3,464	3,443	—	—	101	1
漁業	614	490	614	490	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	499	291	499	291	—	—	—	—
建設業	41,532	49,612	37,830	44,521	3,502	4,908	24	4
電気・ガス・熱供給・水道業	9,860	12,276	2,044	3,459	7,805	8,805	—	—
情報通信業	6,810	6,939	334	465	6,464	6,433	—	—
運輸業、郵便業	114,920	40,470	10,736	12,272	103,686	27,811	—	5
卸売業	42,864	45,027	27,286	29,274	15,349	15,523	5	37
小売業	23,330	27,763	18,302	22,032	5,002	5,677	4	0
金融業、保険業	471,548	436,903	43,915	43,265	102,745	28,131	4	2
不動産業	129,798	124,877	112,766	111,092	16,965	13,744	9	61
物品賃貸業	6,367	6,748	1,746	1,728	4,612	5,012	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,411	4,369	4,411	4,369	—	—	—	—
宿泊業	1,802	1,879	1,802	1,879	—	—	42	42
飲食業	7,160	8,842	7,160	8,842	—	—	5	4
生活関連サービス業、娯楽業	13,460	16,510	13,391	16,440	—	—	108	15
教育、学習支援業	4,155	4,332	4,155	4,332	—	—	—	—
医療・福祉	18,569	19,100	18,569	19,100	—	—	3	3
その他のサービス	20,340	22,977	20,336	22,973	—	—	72	3
国・地方公共団体等	224,698	498,777	85,170	153,420	139,528	345,356	—	—
個人・その他	181,798	174,364	155,318	153,805	—	—	145	214
業種別合計	1,451,658	1,645,514	635,817	731,558	461,862	525,939	570	414
1年以下	403,830	221,227	98,259	84,514	36,186	58,397		
1年超3年以下	143,805	368,329	29,049	32,487	113,899	122,185		
3年超5年以下	123,565	65,858	40,140	40,466	83,425	25,392		
5年超7年以下	56,542	79,060	43,319	48,158	13,223	30,901		
7年超10年以下	160,599	197,990	56,759	91,474	103,840	106,516		
10年超	434,187	502,666	317,891	313,115	111,285	182,545		
期間の定めのないもの	129,127	210,381	50,398	121,342	—	—		
残存期間別合計	1,451,658	1,645,514	635,817	731,558	461,862	525,939		

注記

- オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
- 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には組合出資金が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等（単体と連結は同数）

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	2,506	2,618	111	396	2,618	3,014	31	204
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,506	2,618	111	396	2,618	3,014	31	204
製造業	497	583	85	4	583	587	—	166
農業、林業	112	106	△5	△9	106	97	—	7
漁業	—	5	5	△0	5	5	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	272	188	△84	128	188	317	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	△0	△0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	4	7	3	10	7	18	—	—
卸売業	91	87	△3	238	87	325	—	—
小売業	121	311	189	△167	311	144	—	—
金融業、保険業	0	3	3	△1	3	2	—	—
不動産業	62	85	23	282	85	368	—	—
物品賃貸業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	0	△0	△0	0	0	—	—
宿泊業	31	31	0	0	31	32	—	—
飲食業	40	34	△6	2	34	36	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,021	857	△163	△61	857	796	—	26
教育、学習支援業	24	24	△0	△1	24	22	—	—
医療・福祉	25	28	3	△2	28	25	—	—
その他のサービス	130	175	44	△19	175	156	12	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	65	83	17	△8	83	74	19	3
業種別合計	2,506	2,618	111	396	2,618	3,014	31	204

【注記】 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	単 体				連 結			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0％	—	307,880	—	476,330	—	307,880	—	476,330
10％	—	145,881	—	150,139	—	145,881	—	150,139
20％	45,530	334,582	58,418	349,977	45,530	334,582	58,418	349,977
35％	—	58,442	—	53,793	—	58,442	—	53,793
50％	157,360	1,431	165,058	1,702	157,360	1,431	165,058	1,702
75％	—	121,534	—	114,185	—	121,534	—	114,185
100％	—	277,625	2,004	272,431	—	277,888	2,004	272,701
150％	—	134	—	177	—	134	—	177
200％	—	—	—	—	—	—	—	—
250％	—	1,559	—	1,641	—	1,560	—	1,641
1,250％	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,451,963		1,645,861		1,452,228		1,646,131	

- 【注記】 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く。）、CVAリスク*及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

7. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

* 本開示につきましては、資料編（P.50）「貸倒引当金の内訳」をご参照願います。

8. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単体、連結ともに同数)

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ*	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ*	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,295	7,187	60,356	67,259	—	—
① ソブリン向け	—	—	29,623	34,219	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	3,055	2,616	87	87	—	—
④ 中小企業等・個人向け	4,277	3,752	29,915	32,046	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	2	2	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	679	645	11	12	—	—
⑦ その他	278	169	712	891	—	—
⑧ 3ヵ月以上延滞等	2	0	6	4	—	—

注記 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法*を用いています。

【市場リスクに関する事項】

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引*の取引相手のリスク関係

リスク管理の方針及び手続の概要

金融派生商品とは、預貸金、外国為替等の金融商品から相場変動によるリスクを回避するために開発された商品の総称です。

当金庫では、為替先物予約取引を取扱っており、預貸金、貿易取引等の実需の範囲内の予約締結以外の為替先物予約等は所定の掛目と与信額を算定し、通常の与信と一体的な管理で、与信判断（リスク管理）しており、当該取引に対して個別担保による保全等は特段行っておりません。単体、連結ともに同数です。

なお、当金庫の資産運用のリスクを回避することを目的とした派生商品取引は外国為替関連取引のみの取扱いで、他には取組みがありません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式*	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	39	40
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
① 派生商品取引合計（外国為替関連取引）	60	55	60	55
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	60	55	60	55

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権（原債権）等を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却し流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫では、中小企業等による資金調達が多様化を支援することを目的とする貸出金の証券化に限り取り組んでおり、証券化本来の目的とは異なります。取り組みに関しては、予め個別に理事会等の承認を得ることになっており、取り上げ基準は貸出金と同様の方法に従っています。なお、投資家としての債権保有は、通常の金銭信託の取得等に準じた手法及び手続によっています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

* 用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引は当該貸出の実行日に原資産全額を売却（譲渡）し、CLO代金として受領しています。また、同日に当該取引にリンクしたジュニア劣後部分を買入金銭債権として取得しています。なお、証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫では、次の3社の評価をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、国内債および本邦法人向けエクスポージャー（保証を含む）については、①および②の2社の評価によるものとしています。なお、現有取引は対象になっていません。

- ① 株式会社格付投資情報センター
- ② 株式会社日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(5) オリジネーターに関する事項（単体と連結は同じ）

- ① 原資産の金額等
単体・連結ともに該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
単体・連結ともに該当ありません。
- ③ 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
単体・連結ともに該当ありません。
- ④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
単体・連結ともに該当ありません。
- ⑤ 3ヵ月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）
単体・連結ともに該当ありません。
- ⑥ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
単体・連結ともに該当ありません。
- ⑦ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
単体・連結ともに該当ありません。
- ⑧ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等
単体・連結ともに該当ありません。

(6) 投資家に関する事項（単体と連結は同じ）

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (単位：百万円)

	2019年度	2020年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
劣後ローン等	—	—

- ② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
20％	—	—	—	—
50％	—	—	—	—
100％	—	—	—	—
350％	—	—	—	—
1,250％	—	—	—	—

注記 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％

- ③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
単体・連結ともに該当ありません。

3. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上記の法令にて規定する出資等とは、貸借対照表の有価証券勘定及びその他資産勘定に株式又は出資として計上されるものをいいます。これらのリスク管理方針及び手続としましては、当金庫制定の「余裕資金の運用に関する準則」に基づき、時価のある株式につきまして、一定量の価格の下落があったと仮定した場合の価格変動によるリスク量を毎月算出、認識し、リスク管理委員会へ報告・検証する態勢となっております。

また、株式の評価方法につきましては、「子会社株式及び関連会社株式」又は時価のない銘柄は取得原価により、時価のある銘柄は時価により評価を行い、出資金につきましては、取得原価により評価を行っております。なお、これらにつきまして、時価又は1株当たりの純資産額から求められた実質価額が取得原価に対して、一定量以上の下落が生じた場合等には、その価額まで帳簿価額を引き下げる処理を行うこととなっております。

(2) 会計方針

当金庫が制定の「有価証券等の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(3) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,644	2,644	2,351	2,351
非上場株式等	5,277	—	5,172	—

連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,644	2,644	2,351	2,351
非上場株式等	5,533	—	5,433	—

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
投資信託等に含まれる出資等 エクスポージャーの額	20	22

注記 上記「投資信託等」は、投資信託及び投資事業有限責任組合への出資金で、単体・連結は同じです。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単体と連結は同じ）

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	144	130
売却損	174	92
償却	606	0

注記 投資信託等の裏付資産は、含んでおりません。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単体と連結は同じ）

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	17	732

注記 投資信託等の裏付資産は、含んでおりません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単体・連結ともに該当ありません。

(4) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	18,680	16,140
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

4. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、預金、貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック*）により経済的価値が減少するリスクです。

リスク管理及び計測の対象は、「資金運用・調達勘定」のうち金利感応資産・負債になります。（ただし、株式等、金利感応度の把握が困難なものは、別に価格変動リスクとして計測し、金利リスクの計測対象外としています。）

当金庫では、内部データの蓄積、検証及び分析手法の確立に努めるとともに、毎月ごと（月末日基準）にVaR*（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量を算定、四半期ごと（四半期末日基準）には銀行勘定の金利リスク量として、ΔEVE*（金利ショックに対する経済的価値の減少額）及びΔNII*（金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日まで金利収益減少額）を算定、それぞれリスク管理委員会等に報告のうえ、リスクの検証並びにリスクコントロール及び削減に関する取扱いを定めることを基本方針としております。また、当金庫では、金利リスクのヘッジ手段として、債券ペアファンドを活用しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① ΔEVEおよびΔNIIの算定の前提条件は、以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.27年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は、5年です。

*用語についてはP71-72「用語のご説明」をご参照ください。

- ・流動性預金の金利リスクについては、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金*と定義し、当金庫では、流動性預金額（外貨を除く）の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。（金融庁が定める保守的な前提）
- ・固定金利貸出の期限前返済は住宅ローンを対象とし、定期預金の早期解約は定期預金と定期積金を対象としていますが、リスク量算定にあたっては、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- ・△EVEは通貨ごとに算定していますが、その集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。一方、△NIIは通貨ごとに算定し、その集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、値の正負に関係なく単純合算しています。
- ・△EVEおよび△NIIの算定にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算定しています。
- ・内部モデルは使用していませんが、△NIIの金利低下時に、貸出金利の一部と預金金利の参照金利をマイナスにしないことを前提にしています。

2020年度の△EVEは、国内債券残高の増加や預け金のデュレーションの長期化が要因となり、2019年度対比では11,339百万円増加しています。

当金庫の△EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

②△EVEおよび△NII以外の金利リスクの算定手法の概要

当金庫では、△EVEおよび△NIIのほか金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理をしております。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）にて算定しております。

（3）金利リスク量＜単体、連結は同数です＞

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2020年度	2019年度	2020年度	2019年度
1	上方パラレルシフト	47,494	36,155	2,081	1,051
2	下方パラレルシフト	0	0	1,171	1,344
3	スティープ化	39,971	30,345		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	47,494	36,155	2,081	1,344
		ホ		ヘ	
		2020年度		2019年度	
8	自己資本の額	83,699		81,737	

- 注記 1. △EVEについて、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
2. △NIIについて、期間収益が減少する場合は、正の値で表示しています。

（参考）バリュー・アット・リスク（VaR）による市場リスク量

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
リスク量	20,609	23,165

- 注記 1. VaRは、分散共分散法（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）により計測しております。
2. コア預金を考慮して、リスク量を算定しております。
3. 運用勘定のリスク量と調達勘定のリスク量を相殺して算定します。
4. 銀行勘定の金利リスクも含んでおります。

信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

●単体ベースの項目（信用金庫法施行規則第132条）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

（1）事業の組織	34
（2）理事・監事の氏名及び役職名	34
（3）事業所の名称及び所在地	31
（4）会計監査人の氏名又は名称	40

2. 金庫の主要な事業の内容

（1）直近の事業年度における事業の概況	7・8
（2）直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	

①経常収益	45
②経常利益	45
③当期純利益	45
④出資総額及び出資総口数	45
⑤純資産額	45
⑥総資産額	45
⑦預金積金残高	45
⑧貸出金残高	45
⑨有価証券残高	45
⑩単体自己資本比率	45
⑪出資に対する配当金	45
⑫職員数	45

（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、 実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	45・46
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他 業務収支	45
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	45・46
エ. 受取利息及び支払利息の増減	46
オ. 総資産経常利益率	45
カ. 総資産当期純利益率	45
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他 の預金の平均残高	47
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	47
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	48
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	48
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、 不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及 び債務保証見返額	49
エ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出 金残高	48
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める 割合	50
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	48
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、 商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分） の平均残高	該当なし
イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社 債、株式及び外国証券その他の証券の区分） の残存期間別の残高	51
ウ. 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社 債、株式及び外国証券その他の証券の区分） の平均残高	51
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	48

4. 金庫の事業の運営に関する事項

（1）リスク管理の体制	16
（2）法令遵守の体制	17
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	11～12
（4）金融ADR制度への対応	19

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	37～40
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	9
②延滞債権に該当する貸出金	9
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	9
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	9
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に 定める事項	58・60
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
①有価証券	52
②金銭の信託	52
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引 （デリバティブ取引）	52
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
（6）貸出金償却額	50
（7）金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分 計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	40

6. 報酬等

●連結ベースの項目（信用金庫法施行規則第133条）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

（1）金庫及びその子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	53
（2）金庫の子会社等に関する事項	
①名称	53
②主たる営業所又は事務所の所在地	53
③資本金又は出資金	53
④事業の内容	53
⑤設立年月日	53
⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は 総出資者の議決権に占める割合	53
⑦金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該 一の子会社等議決権の総株主又は総出資者の議決権 に占める割合	53

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

（1）直近の事業年度における事業の概況	53
（2）直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
①連結経常収益	53
②連結経常利益	53
③連結親会社株主に帰属する当期純利益	53
④連結純資産額	53
⑤連結総資産額	53
⑥連結自己資本比率	53

3. 金庫及び子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

（1）連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	54
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	9
②延滞債権に該当する貸出金	9
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	9
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	9
（3）自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に 定める事項	59・61
（4）金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を 営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該 区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の 額及び資産の額	53・54

4. 報酬等

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条 資産の査定公表	9・10
-------------------------------------	------

用語のご説明

ページ	用 語	解 説
P 9	破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
	延滞債権	未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
	3ヵ月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
	要管理債権	「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
P27	先物為替予約	将来の受渡日に、約定為替相場で異種通貨の交換を行うことを約束する取引をいいます。
P58	信用リスク・アセット	信用リスクを有する資産を、リスクの大きさに応じて一定の掛け目を乗じて、再評価した資産金額をいいます。
	エクスポージャー	リスクにさらされている資産（派生商品取引によるものを除く）やオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額をいいます。具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
P60	標準的手法	資産項目について、外部格付のリスク・ウェイトを使用してリスク・アセットを算出する方法をいいます。
	リスク・ウェイト	保有資産のリスクの大きさに応じた掛け目のことで、自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
P61	基礎的手法	金融機関全体の粗利益に15%を乗じた額の過去3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法をいいます。
P62	適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって、使用できる格付を付与する格付機関をいいます。金融庁は、告示により適格格付機関を定めています。
	適格金融資産担保	信用リスク削減手法の適用により信用リスクを削減できる項目の一つであり、具体的には、現金、自金庫預金、国債などが該当します。

ページ	用語	解説
P65	CVAリスク	デリバティブ取引の相手方（カウンターパーティ）の信用力が変動するリスクをいいます。
P66	クレジット・デリバティブ	貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形式で売買する取引で、個別に相対ベースで取引条件を決める店頭取引をいいます。
	ポートフォリオ	現金、預金、株式、債券など保有している金融資産の組み合わせを指します。安定した経営を継続するために、市場動向を踏まえ適正に組み換えています。
	簡便手法	エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手（与信先）のリスク・ウェイトではなく、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用することをいいます。
	長期決済期間取引	有価証券等の取引においてその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品に該当するものを除く）で、受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣習による期間を超える取引をいいます。
	カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式をいいます。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するために必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。
P68	金利ショック	金利の変化（変動）のことで、上下100BP（ベース・ポイント：1BPは0.01%）の平行移動や1パーセンタイル値又は99パーセンタイル値といった算出方法があります。
	VaR（バリュー・アット・リスク）	将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。
	△EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額
	△NII	金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益（NII:Net Interest Income）の減少額。
P69	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく金融機関に長期間とどまる預金のことをいいます。当金庫では、景気指標を用いてコア預金を算出する内部モデルを採用しています。



〒443-0056 蒲郡市神明町4-25
お問い合わせ 経営企画部／TEL. 0533-69-6341
ホームページ <https://www.gamashin.co.jp/>

